

平成29年第1回睦沢町議会定例会会議録

平成29年3月2日(木)午前9時開会

出席議員(14名)

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 1番  | 丸山克雄 | 2番  | 久我眞澄 |
| 3番  | 伊原邦雄 | 4番  | 久我政史 |
| 5番  | 田邊明佳 | 6番  | 麻生安夫 |
| 7番  | 清野彰  | 8番  | 今関澄男 |
| 9番  | 岡澤宏一 | 10番 | 中村義徳 |
| 11番 | 中村勇  | 12番 | 市原時夫 |
| 13番 | 田中憲一 | 14番 | 市原重光 |

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

|                |       |                  |       |
|----------------|-------|------------------|-------|
| 町長             | 市原武   | 副町長              | 宮崎登身雄 |
| 総務課長           | 鈴木庄一  | まちづくり課長          | 鈴木政信  |
| 税務住民課長         | 中村精一  | 福祉課長             | 田邊浩一  |
| 健康保険課長         | 石井安邦  | 産業振興課長           | 平山義晴  |
| 会計管理者          | 白井実   | 総務課主査兼<br>総務班長   | 中村年孝  |
| 総務課主査兼<br>財政班長 | 秋葉秀俊  | 教育長              | 今井富雄  |
| 教育課長           | 白井住三子 | 教育課主幹<br>(指導主事)  | 吉野清久  |
| 選挙管理委員会<br>書記  | 鈴木庄一  | 睦沢町農業委員会<br>事務局長 | 平山義晴  |

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中村 幸夫 書 記 伊丹 徳重  
書 記 麻生 健介

---

議 事 日 程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 承認第 1 号 平成 28 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 6 号) の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 3 号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 発議案第 1 号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部をする条例の制定について
- 日程第 8 議案第 11 号 平成 28 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 9 議案第 12 号 平成 28 年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 10 議案第 13 号 平成 28 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 11 議案第 14 号 平成 28 年度睦沢町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 12 議案第 15 号 平成 28 年度かずさ有機センター特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 13 議案第 16 号 平成 28 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)  
(町長等の提案説明、質疑・討論・採決)
- 日程第 14 議案第 17 号 平成 29 年度睦沢町一般会計予算
- 日程第 15 議案第 18 号 平成 29 年度睦沢町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 16 議案第 19 号 平成 29 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 20 号 平成 29 年度睦沢町介護保険特別会計予算
- 日程第 18 議案第 21 号 平成 29 年度かずさ有機センター特別会計予算
- 日程第 19 議案第 22 号 平成 29 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算

(議案第17号から議案第22号まで一括議題、町長の提案説明まで)

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年第1回陸沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎諸般の報告

○議長（市原重光君） 日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による例月出納検査の結果について、平成28年10月分及び11月分の報告がありました。

いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

---

### ◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 次に、議会関係の報告をいたします。

去る2月15日に、今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。内容について、中村義徳委員長から報告があります。

中村義徳委員長。

○議会運営委員長（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

2月15日午前9時から、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容につきまして、ご報告いたします。お手元に配付の議事日程をご覧くださいと思います。

案件は、本日招集されました平成29年第1回議会定例会の運営についてであります。

今期定例会におきましては、4名の議員から一般質問の通告がされています。議案等につきましては、新年度予算、補正予算の他、条例の一部改正など合わせて25議案、承認1件、諮問1件、議員発議1件であります。

今期定例会の運営について、お手元に配付の予定表によりご説明申し上げます。

まず、本日の予定ですが、日程第1として、会議録署名議員の指名を行います。

日程第2で会期の決定を行います。この会期でございますが、協議の結果、本日から9日

までの8日間を予定いたしました。

日程第3では、一般質問を行います。

日程第4は、専決処分の承認を求めるものです。

日程第5から日程第13まで審議していただく案件ですが、議案第3号、議案第4号及び発議案第1号並びに平成28年度の各会計補正予算の審議をお願いいたします。

日程第14以降では、平成29年度の一般会計予算他、5特別会計予算の提案理由説明までを予定いたしました。

本日の予定は以上でございます。

次に、あす3日の予定について説明いたします。

日程第1から日程第6といたしまして、平成29年度の各会計予算に関する総括質疑を行います。その後、議員全員による予算審査特別委員会を設置し、新年度予算の審査を委員会付託をすることといたします。

続いて、日程第7から日程第15といたしまして、議案第1号、第2号及び議案第5号から議案第10号並びに議案第23号の9件についての提案説明までを予定いたしました。

以上があす3日の予定であります。

4日から8日までの5日間は、議案調査、予算審査特別委員会の開催のため、休会といたします。

次に、最終日、9日の予定について申し上げます。

日程第1から日程第6として、平成29年度の一般会計予算他、5特別会計予算の審査に関する委員長報告、討論、採決を行います。

日程第7から日程第15といたしまして、議案第1号、第2号及び議案第5号から議案第10号並びに議案第23号についての質疑、討論、採決を行います。

日程第16から日程第18は、人事案件について、同意または意見を求めるものですが、質疑と討論を省略し、直ちに採決をするようお願いをいたします。

なお、採決の方法は、いずれも起立によりお願いを申し上げます。

今期定例会の運営等の決定事項は以上です。長期間となりますが、本定例会がスムーズに運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆さん方の格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

以上で、議会関係の報告を終わります。

---

### ◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（市原重光君）　ここで、町長からご挨拶と行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原 武君）　皆さん、おはようございます。

平成29年第1回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

立春から1か月、梅にかわり桜のつぼみも少しずつ膨らみを増し、暖かさを感じられる季節となりましたが、平成28年度もあと1か月余り、事務事業の確実な執行と次年度へのスムーズな移行に向けて、万全を期して参りたいと存じております。

議員各位におかれましては、日ごろより町政の運営、住民福祉の向上にご指導、ご理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、このたび町政2期目の最初となります平成29年度予算の編成に当たり、再選の公約として掲げさせていただきました小学校再編、多機能拠点「むつざわスマートウェルネスタウン」形成によるスポーツツーリズム、地域再生、地域エネルギーシステムの構築など、その基本としては、昨年定めました睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略の将来像である「住もうむつざわ 行こうむつざわ 「新しいまちのかたち」がここにある」の実現に向けまして、五つの政策課題を掲げ、町民との合意形成を図りながらスピード感を持って取り組んで参りたいと存じます。

本定例会では、平成29年度一般会計予算等6議案と新規の条例制定1議案、条例の一部改正9議案、平成28年度一般会計補正予算等6議案並びに人事案件等であります。

慎重審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、行政報告をさせていただきます。

初めに、総務課所管の広報むつざわ及び町ホームページについてであります。今回新しくリニューアルをするに当たり、その記事の内容についても、町からのお知らせを始め、広く、町にかかわる事柄を紙面の構成等を勘案しながら掲載して参りたいと存じております。このための情報の提供や記事については、各種団体へも周知をして参ります。

次に、まちづくり課所管となります、PFI事業によるむつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業につきましては、平成28年10月14日に入札公告をしているところであります。今後の予定といたしましては、3月13日に第2回の事業者選定委員会を開催し、落札者を決定する予定でございます。

また、事業者が決定した場合には、5月中に仮契約を行い、6月議会定例会、第2回の議会定例会におきまして、PFI事業契約の締結並びに指定管理者の指定について議案を提案させていただきたいと存じておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、私の挨拶と行政報告を申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長から指名いたします。1番、丸山克雄議員、13番、田中憲一議員を指名いたします。

---

#### ◎会期決定の件

○議長（市原重光君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり、本日から9日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9日までの8日間に決定いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（市原重光君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告されております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外の質問に答弁はされませんので、ご了承ください。

それでは、通告順に従い、順番に発言を許します。

## ◇ 市 原 時 夫 君

○議長（市原重光君） 最初に、12番、市原時夫議員の発言を許します。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 日本共産党の市原時夫です。通告順に従いまして、一般質問を行います。

考え方でございますが、今、町民の暮らしの目線から見ますと、収入減と公的負担増、サービス低下などにより、生活が脅かされている、こういう実態が広がっていると考えます。

一方、今日の報道によりますと、大企業の内部留保が最高額に達したとあります。一方で、庶民は、貧困の拡大など格差が広がっており、こうした格差是正というのは大きな問題となっていると考えております。結局のところ、この間のトリクルダウン政策の失敗と、経済の行き詰まりを打開できないというのが現状だと思います。

しかし、一方では、個人の尊厳のある社会の成熟を求めた自主的・自覚的住民市民運動がかつてなく広がりを見せており、自治体運営におきましても、町が改めて団体自治、住民自治という地方自治の原点に立った施策の実施を行うときではないかと考えます。そうした原点に立って、提案を含めて質問をいたします。

そこで第1に、公共工事のあり方について、公契約条例制定について伺いたいと思います。

地域に密着した公共事業が地域活性化につながることで、住宅リフォーム助成制度が地域経済効果を上げてきたことはこれまでも明らかになっております。町長の施策として評価をするものであります。公共工事の効果を明らかにする上で、改めて現在までの3年間の補助額と、それによって生じた総工費など、こうした経済効果のわかる数値を教えてくださいと思います。

そんな中で、全国的に注目されている公契約条例制定を行ってはどうかと考えるわけであり、町は現在のところ、例えばむつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業に取り組んでおりますが、私自身としては規模の縮小を求めてきていたわけであり、要求水準書、当時は案であります、この記述は公契約条例についての記述はなかったと考えております。

公契約条例とは、国や自治体が発注する公共事業や委託事業について、民間業者と結ぶ契約のことでございますが、公共工事、公共サービスなどを民間事業者が発注して実行する際に、低賃金を背景とするダンピング受注などによるコストカット、労働者の労働条件が著しく低下する低賃金、不安定雇用による経験不足の蓄積や労働意欲の低下などが生じ、公務公



共サービスの質の低下をもたらさないようにするためのものであります。

このことは、一方では、働く人の生活を守るだけではなく、公共工事による住民の利便性の安全・安心の確保にもつながり、町、地元雇用となれば、地域経済への貢献にもつながると考えております。

そして、公務公共サービスの品質確保、事業者相互間の公正的な競争実現を促進する側面があります。法的には、契約自由の原則と民法537条に基づき、現場で働く労働者に契約で定めた以上の金額を払うように双方で約束し合うことを根拠としておるわけでありまして、最低賃金法などの強制法規ではないわけでありまして、あくまでも双方の合意による契約で成り立つという行政法であります。

そして、約束が履行されない場合には、行政法の範囲内でのペナルティを課すことが出来るという規定を設ける根拠となると。非常にそういう点では緩いものであります。地元業者による公共事業の場合は、雇用条件改善を前提とした契約額になることから、自治体の税収を始め、地域経済の貢献につながると考えます。

こうしたことにかかわる当事者であります全国労働組合総連合常任理事のサイトウヒロキ氏という方がその効果について述べておりますが、現場労働者への周知と労働者保護の制度が必要である。現場調査、通報制度の整備が必要であり、有効である。次に、賃金に見合う腕のいい職人が集まり、工期の短縮、仕上がりがよくなる。そして、賃金の下限が定められるために、交通費など余分な出費を避けようとするということになりまして、なるべく地元の業者発注が増えるということにつながるのではないかと。

それから、元請の責任で末端の賃金まで確保するという様々な問題、これ、睦沢ではありませんが、全国的にあります。重層下請けを避けることになるわけでありまして。働く人へのやりがい、仕事への構えがアップする、公務公共事業への自覚が進む、問題のある業者の参加を防ぐことにつながる、などとしております。

つまり、行政にとっても、地元業者についても、働く人にとっても、地域にとってもプラスになる制度ではないかというふうに考えるわけでありまして。

住宅リフォーム助成制度の実績もあり、さらに今後の様々な公共事業の流れもあるわけありますから、こうした制度は大きな意味のある制度だと考えますが、条例を制定すべきではないでしょうか、お聞きをいたします。

次に、町民の健康と負担軽減について伺いたいと思います。国保会計の現状と国保税負担軽減についてであります。

国保会計は平成30年度、来年度から事業が千葉県に移管されるという状況であります、昨年、国保税の引き上げがなされ、住民の方に聞きましても、その重税感は住民生活を直撃していると考えております。

改めて確認をいたしますが、平均1世帯当たり、平均1人当たりの引き上げ額はどうか、お伝えをいただきたいと思っております。

睦沢町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンのアンケート調査によりますと、移住の際に重視する点として、生活コストという回答が断トツに高くなっております。次が居住環境、雇用、仕事の確保と続いております。雇用と生活コストを合わせますと42%となっておりますから、人口の急減を防ぐという町長の基本姿勢実現にとっても、自然増を図ることは基本であります、移住される方の思いを取り入れるという点でも大きな要素になっているということではないかと思っております。

私は、そういう点で、こうした声に応える、暮らしを支える自治体に向かうということが今一番大切ではないかと思っております。そして、その要望に町として応えることが出来る一つが負担の軽減、特に高過ぎる国保税の負担軽減ではないかと考えます。

町長は、国保税歳入歳出の現状から、昨年、国保税の引き上げを行ったとしておりますが、私は、一般会計からの繰り入れを含めて、暮らしを支える町として国保税を引き下げるべきだと考えておりますが、さらに消費税の活用の問題であります。

消費税法第1条2では、消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための実施に要する経費に充てるものとするというふうになって、これはご存じのとおりだと思います。

その上、消費税8%の増税に際しましては、引き上げ分の地方消費税収入、市町村交付金分を含む、については、社会保障4経費、その他社会保障施策に経費を充てるものとされました。

2014年1月24日、総務省は、引き上げ分にかかわる地方消費税の使途の明確化についての通知を出しております。同通知は留意事項で、引き上げ分の地方消費税の使途の範囲、つまり社会保障施策に要する経費と説明をしております。

その2では、社会保障として、国民健康保険、介護保険、年金などとしております。

この国の方針から見まして、町の今発表しております引き上げ分にかかわる地方消費税収の使途の明確化についてという表がありますが、国保事業への充当がされていないわけであ

ります。

国保財政が厳しいという理由で国保税の引き上げがされたわけでありましたが、本来、繰り入れることが出来る地方消費税交付金をその趣旨に沿って繰り入れて、保険税負担軽減に役立てるべきではないかと考えますが、私はやっぱり国の思っている趣旨を町としてもきちっと実現すべきだと。そのことによって、国保税の住民負担の軽減が出来るのなら、それは国の方向でありますし、住民にとってもいいということではありますが、どうもその辺がされていないような気がするので、お聞きをしたいと思います。

国保税がどういうことになっているかということで、私も色々調べてみました。町民の実態とこうした税との関係はどうなのかなと思ったわけではありますが、例えば生活保護基準との関係について伺いたいと思うわけであります。

生活保護法は、その第1条で、この法律は日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、25条、これは有名なところではありますが、生存権ですが、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する。その自立を助長することを目的とするというふうに明確に位置付けているわけであります。この最低限度の生活の関連で国保税の軽減の必要性をお考えいただきたいのですが、町民の平均所得と生活保護世帯の一般的な保護費を比べた額をお聞きいたします。町民の平均年所得額と一般的な生活保護費基準額について教えていただきたいと思います。

また、所得250万円で、40代親で、子供2人、平均世帯と言われておりますが、その国保税額も教えていただきたいと思うわけであります。

次に、人口対策・子育て支援について伺いたいと思います。学校給食のあり方について伺いたいと思います。

今、子供の貧困化が広がっている、私は町として、当然これは国のやるべき大仕事であります。町としても子供の貧困対策が必要だと考えております。親の失業、定収入、病気、離婚、死別など、家庭の経済状況の悪化は、私も様々な住民の方とお話をする中で、その深刻な実態をお聞きしております。今の制度の中で、解決し切れない問題がたくさん寄せられているわけであります。

国の貧困の実態を示す国際的な指標に、相対的貧困率というのがあります。可処分所得などをもとに生活が支えられるぎりぎりの貧困ラインを計算して、それ以下の所得しかない人の割合を示す数値でありまして、2009年14.2%、7人に1人。子供の貧困率。それが、最新は平成12年だと思っておりますが、子供の貧困率は16.3%、6人に1人へ拡大をしている。こうい

う数値が出ております。まさにどうやって子供の貧困、そして貧困連鎖ということまで言われておりますが、これを防いでいくかということは、当然国のことでありますが、町として、どうやったらこうした貧困の格差を防ぐことが出来るかということを実際に考えるときではないかと考えるわけであります。

睦沢町子ども・子育て支援事業計画によりますと、食育の推進ということが掲げられております。国では、平成24年に子ども・子育て関連3法が成立いたしまして、子供のいる家庭を地域全体が支える仕組みの構築を求めているわけであります。

そこで、朝日新聞、昨年12月19日のデジタル版によりますと、公立小学校や中学校の給食を無償で提供する自治体が、全国で少なくとも55市町村あると報道されております。その後、お隣、大多喜町、北海道の4町2村が加わり62市町村に広がっていると見られます。大体3年位で、今こうした給食無償化をやらなければいけないという深刻な事態と対応が急速に進んでいるということであります。

大半が家計の負担軽減による子育て支援や少子化対策として取り組むとしております。千葉日報によりますと、大多喜町で全中学校の学校給食の無料化が始まってから1か月、町は教育環境の充実を掲げており、給食費滞納者ゼロの達成や支出の見直しで県内初の取り組みを実現した。2019年度まで小学校も給食費無料化の方針を打ち出しておりますと。子育て世代の呼び込みによる若者の定住に期待がかかっていると報道されております。

ちなみに、この大多喜町は、1年無償化には中学校で約1,000万、小学校で1,800万かかるとしておりますが、睦沢町の場合、例えば試算したらどの位かかるのかについてもお聞きしたいと思えます。

町長、この最大の今、大きな取り組みの中心点が、人口の急減を防ぐと。私もそれに沿って、この間ずっと質問してきたわけでありますが、やはり子育て環境を充実する、それと移住者も増えるということでもありますから、そこはきちっと焦点を当てて進めるべきだと思うわけであります。町長の施策にとっても私は推進をすべきではないかと思うわけでありますが、お聞きをしたいと思えます。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、市原時夫議員の質問にお答えいたします。

私からは、1の地域経済活性化についてと、2の町民の健康と負担軽減についてをお答えし、3の人口対策・子育て支援については、教育長から答弁をさせていただきます。

まず最初に、地域経済活性化について、公契約条例制定の考えはないかでございますが、この条例は、自治体が発注する工事等の契約において、労働者の労働条件、一定水準以上の賃金の支払いを義務づけるものでありますけれども、現在、町の発注する公共工事等の受注者には、その契約締結時に、労働基準法や最低賃金法等の遵守と公共工事設計労務単価に基づく労務単価等で積算されております。ということで、適切な賃金の支払いが行われていると認識をしているところでございます。

公共工事には、公共の福祉や社会的資本の整備、地域経済への影響もあり、指導・監督等の責務は町にはありますが、民間の賃金等の労働条件は当事者間で合意されるもので、公契約条例の趣旨は理解いたしますが、一自治体では限定的であり、本来、国が整備すべきものと考えます。

今後、近隣自治体の動向を注視しながら、調査研究をして参りたいと考えております。

次に、2点目の町民の健康と負担軽減についてでございますけれども、国保会計の現状と国保税負担軽減についてでございますけれども、昨年度保険給付費の上昇によりまして、本年度国保税の税率を引き上げた影響額でございますけれども、1世帯当たり平均で16万7,562円、1人当たりでは9万4,194円でございます。昨年度と比較いたしますと、1世帯当たりで1万6,395円、1人当たりいたしますと9,216円の増額となりました。

夫婦・子供2人の4人世帯では、所得250万円、給与収入にしますと380万円でございますが、そうしますと、45万7,570円となりまして、4万5,210円の増額となりました。

また、生活保護受給の4人世帯で収入のない場合には、概算月額14万4,000円で、年額に換算いたしますと172万8,000円の支給となります。生活保護受給世帯と同等以上の方の国保税は、給与収入200万円で算定しますと、この場合は5割軽減となりますが、20万5,000円となります。現行制度におきまして、先程も言いましたが、低所得者に対して均等割及び平等割の軽減措置が図られておるところでございます。

軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額が来年度も引き上げられる予定でございます。本町におきましては、国保加入世帯の半数以上の世帯で国保税の軽減を受けている状況でございます。

次に、平成26年4月1日に引き上げとなりました地方消費税収入についてでございますが、地方消費税交付金の社会保障財源分で交付をされ、社会保障施策に要する経費に充てることとされておきまして、町といたしましては、社会福祉費、児童福祉費、保健衛生費に充当しております。

平成29年度予算では、社会保障施策に要する経費 5 億2,252万7,000円のうち、地方消費税交付金は4,620万円で約 9 %、国庫支出金等の特定財源が50%、一般財源が41%となっています。充当されます科目、金額は、町ホームページで公表をしております。

社会保障施策の社会保険に当たる国民健康保険事業への充当につきましては、この地方消費税交付金を直接充ててはおりませんが、社会保障施策に要する経費全体の中で保険給付費や出産育児一時金など一般会計からの繰り入れによりまして、その経費を補っているものと解しております。

国保会計の実情につきましては理解をしておりますが、消費税の公益性や公平性を考慮し、法定繰り入れの中で、その任を成して参りたいと考えております。よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

3の人口対策・子育て支援につきましては、教育長からお答えさせていただきます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 市原時夫議員の質問にお答えいたします。

3の人口対策、子育て支援について、学校給食費の無料化の考えはについてお答えをいたしたいと思っております。

学校給食法では、学校給食の施設整備や職員の人件費、修繕費等は学校の設置者が負担することになっておりますけれども、それ以外の経費、具体的に申し上げますと、食材料費であります。これらは保護者が負担することとされております。

給食費を無料化にすれば、保護者の経済的負担が軽減することは明らかではありますが、一方では、給食の無料化が保護者の食への関心の低下を招くということ、子育て意欲の低下につながる懸念がございます。また、受益者負担の観点からも、世代を超えた町民に理解を得るためには、慎重に検討を重ねる必要があるかというふうに考えております。

本町の学校給食では、国基準の栄養価を満たすことは基より、地産地消の活用推進、適切なアレルギー対策の実施、日本の行事食といった献立など、限られた経費の中で変動する物価に対する工夫をしながら、学校給食の質の維持と共に安全安心、そして適温でおいしい給食の提供に努めておるところでございます。

過日、議員の皆様にも中学校の給食をご試食いただきましたけれども、本町の給食は、児童・生徒や保護者ばかりでなく、他校と比較して、先生方からも高い評価をいただいております。

なお、本町においては、無料化に至らないまでも、学校給食地元産導入補助金を各学校へ

補助することで、給食材料の一部を町が負担をしており、単価も平成26年度から据え置きにして対応しておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

次に、無料化を導入した場合の本町の財政負担予想額についてでございますけれども、本町では、小学校では年額約1,700万円、中学校では約1,000万円と見込まれ、将来にわたる町財政への影響は非常に大きなものになるなというふうに考えております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきます。

住宅リフォームの件でございますけれども、住宅リフォーム助成については、町内の業者が施工するというのが要件となっております。町内での資金循環が可能な事業と認識しているところでございます。そのうち、直接の収入となる人件費の割合でございますけれども、それぞれの工事内容によっては異なってくるわけでございますが、一般的に売上高人件費ということで、人件費の割合を示すことが出来るものでございます。

人件費には、社員の給与、あるいは賞与のほかに、福利厚生費などが含まれております。その比率は、住宅の建築リフォーム事業で16.2%と言われております。28年度で申しますと、リフォーム助成に対する総工事費は約3,000万円となっております。これに売上高、人件費率を掛けますと、本年度の人件費につきましては約500万円ということになるものでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 趣旨については、ご理解いただいていると考えたわけであります。

ただ、何が問題かという、今、町長がおっしゃったように、最低賃金など、色々な賃金については、積算の根拠にしている。つまりこちら側がその位かかるだろうということでの契約をやっているわけで、適正な形で支払われているだろうというふうな、だろうですね、推定ですが。ということで、結局、町長がおっしゃったように、その企業の働いている人と企業との関係で物事が決まるということになっているわけですね。

だから、私もね、これ、色々相談を受けているんです。睦沢町ではないですけども。睦沢町に住んでいる人が、ほかの色々な下請け事業をやって、その賃金が不払いだとか、色々な相談も受けているから、実態的には、おっしゃったとおりにはなっていないわけですね。

そこのところを見て、この公契約条例というのをやっぱりなるべく地元の業者が仕事をしやすいようにするということが一つですよ。

それから、そこに働く労働者の生活を保障するということによって、工事自体もより積極的、より安全、より品質向上が図られる。要するに、いい技術者が集まる条件も生まれるわけですから。そういう、どこにとってもプラスの側面を見て、こういう公契約というのは進んでいるんじゃないかなというふうに思うんです。その点を是非もう一度お考えをいただきたいなど。つまり、循環型の公共事業へと私は進む必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。

それで、先程ご答弁いただきました住宅リフォームですけれども、申し訳ないんですけれども、わかればいいです。3年間で補助額幾らで、総工事費幾らなのかという点。それは非常に大きくて、町長が決断した事業の効果が地域経済を潤しているということの証明になると思いますので、もしわかれば、そこのところは教えていただきたいというふうに思うわけであります。

この事業については、2005年の6月議会、確かその定例会だったと思いますが、この陳情が採択をされております。議会としても。意見書としては出さなかったと思いますが、陳情としては、採択をされて、議会としても当時、こういうのはもっと進めるべきだという意見が出たというふうに思うわけでありますから、町長のほうは色々な懸念をせずに、思い切って取り組んでいただきたいというふうに思うわけであります。

全国の建設労働組合総連合というところがありまして、ホームページを見てみましたら、2016年4月16日現在の公契約を求める陳情書採択や意見書採択などを行った議会数は920もあるんですね。2016年1月7日時点での賃金下限設定を持つ公契約条例というのは18自治体、千葉県では、野田、我孫子、流山だとされております。

ただ、色々ありまして、賃金の下限設定がない、幾らまでしなさいというようなお互いの契約のない理念的な条例ですね、これが10自治体ということでありますから、方向としてはそういう流れにあるということだと思っております。

今ちょっとおっしゃったように、公共工事、民間アウトソーシング、それから公共調達、大きく三つあるわけですけれども、公共工事では、労務費などの公共工事設計労務単価というのは、実際に施工された工事を調査して都道府県ごとに算出をした、いわゆる世間相場賃金の集大成。国土交通省によると、この価格は概算に用いるもので、支払い義務はないというふうに言っているわけですから、そこのところ、どの位の関係で業者と自治体が契約とい



う感じでやれるかというところなんです。これは色々だから、強い、弱いはあるんですけども、そこは是非、研究、検討していただきたいなというふうに思うわけでありまして。

今、何が起きるかという、結局、予定価格の制限の範囲で入札をしなければならないという上限拘束制度でありますから、今おっしゃったように、賃金というのが16.2%ですか、ということですから、大きいわけですよ。この部分をどう抑えるかということで、できるだけ安く受注をしようという流れが出る危険性があると。自治体としては、より安く仕事をしていただければいいわけですけども、しかし、結局のところ、それが賃金などに波及してしまつては元も子もないというふうなことでありますから、大きな広い流れで見て、こういう制度というのは、私は大事ではないかと。

町長は、民で出来るものは民で、民の力を活かすということで、それはそれで一定の論理はあるとしても、しかし競争社会ですから、競争したときに、お互いに意地の張り合いではないけれども、そんな形で請け負うという形がないように、公正な条件でやれるというような程度でこれはお考えいただきたいなというふうに思いますので、再度お聞きをしたいというふうに思います。

それから、国保の問題についてなんですが、一般会計繰り入れはしませんなんてありましたけど、もうそれは覆されたんですよ。地方消費税の社会福祉費、保健衛生費で財源化されている、つまり間接的な形で、それとしてはあるんだということを書いてあります。色々な社会福祉費うんぬんと書いてありますが、政府の社会保障税一体化改革大綱というので明確に介護保険料、国民健康保険料の軽減措置等も地方消費税交付金としての使途としているということですから、これをそのまま当てはめれば、つまり一般会計の中の地方消費税で入って国保会計に入れなければいけないわけですから、だから、制度上は一般会計から繰り入れるという形をとらざるを得ない、そのことを国が認めていると。さらに、国会での首相答弁では、平成26年度からは国民健康保険等の軽減の拡充うんぬんを実施するなどにより、というように、具体的にこれは国民健康保険ということで述べているわけでありまして。

そういう点で、私は色々な自治体で、別に町のやつは違反しているというわけではありませぬよ、それはそれなりの意味がありますが、ただ、非常に厳しい当時の国保、今回は何か見ると改善されているみたいな感じもしますが、厳しい状況の中でこういうふうにする必要があったのかなということも含めて、やっぱり今こういうふう明らかに私はして、この地方消費税の扱いを明確に入れるべきだと。もう崩れたんですよ。一般会計から入れてはいけないというのはない。首相がそういうふう言ったということですから、私はその

ところはしっかり見て、検討いただきたいなというふうに思うわけでありませう。

それから、学校給食の問題についてですが、今ちょっとおっしゃられたように、学校給食の無償化については、制度上の問題ということでちょっとおっしゃられたというわけでありませう。これは確かに、そういう法的根拠はあるんですよ。学校給食法第11条、経費の負担で、設備や運営経費を除き、給食にかかる経費は、学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担とするというふうに、恐らくこれを根拠にされているんだというふうに思うんですが、ただ、この規定というのは、経費の原則的な負担区分を明らかにしているんですね。

だから、禁止ではないんですよ。基本的にこうすべきだと。禁止されたのでは、地元産うんぬんだって補助できないわけですから。こちらは補助の枠を広げていきなさいという論理ですから、ただね、これは勝手な解釈ではありません。通達というのが1954年、文部省、当時の事務次官通達、学校給食法並びに同法施行令の施行についてということで述べられているわけでありませう。

当時の経済状況を踏まえ、教育目的の実現を期するために実施されるもので、児童に望ましい食事に関する経験を重ねさせ、それによる食生活の科学的、合理的進歩を目指している。学校給食を通して、児童が日常の食生活に関し、合理的な営みを学びとることは、単に児童の幸福に資するものではなく、我が国の国民の食生活の改善の観点からも極めて重要であるというふうに言って、負担の軽減についても当時の法第11条、現11条かな、規定についても助成を禁止する意図はないということでも明確に言うております。

要するにこれらの規定は、小学校の設置者と保護者の両者の密接な協力により、学校給食がよりよい、円滑に実施される、健全な発達を見ることという根本趣旨に基づいて解釈されるべきだということでありませうから、私は現在の助成制度を拡大するという点でも、これは今おっしゃったのをその理解でいっちゃうと、助成さえ出来なくなってしまうわけですから、その拡大をするということでありませう。そういうふうに私はやるべきだと思ひませう。

それで、それをやるから保護者の意識が下がってしまうとか、それこそきちっと保護者の方と食育のあり方についてよく話し合う機会を持つという、水準を上げることではないですか。そういう努力がポイントでありませうして、お金を出すから考えなくなる、出さないからどうしようと思ひませうということではなくて、もっと高いレベルで私は考えていただきたいと思ひませうですよ。何か金を出すか、出さないかって。

私が言うていひませうのは、いいですよ、そのままの補助でもいいのかもしれないけれども、現実、睦沢町の場合は数は少ないかもしれないけれども、家できちっとした食事を与えられ

ない位のところも全国的には生まれているという現状に鑑みて、この睦沢町は、子供に、子育てに対して非常にいい町なんだというところを、何か平均で合わせるとか、この程度まではいんだということではなくて、もっと高い水準で考えていただきたいと思うんです。私は。睦沢町は全国一ですよ。何か夷隅町がそんなことを言っていたような気がしますけれども、今は財政大変そうですけれども。

是非そういう視点に立って、この睦沢町の子育て支援の充実という点、それから、これから育っていく子供たちを大いに激励していくという点でも、やってはどうかなというふうにするんです。お米の返礼品など非常に今増えてきています。こういう町で、あなたたちを育てるんだと。今、食べているお米も、そういうことで返礼品も含めて、税金に入っているんだから、その一部でも使っているということ、そうかと。じゃ、やっぱり睦沢町に戻ってきましょうと。私もその中で、是非、睦沢町で頑張っていきたいという意欲を引き出すという点でも、私は大きな意義があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、市原時夫議員の2回目の質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、公契約条例の関係でございますが、一応考え方といたしまして、先程も申し上げましたように、公共工事の設計労務単価で、従前は睦沢町も予定価格を決める際に、この単価で決めたものを歩切りという制度を活用しながら、公共事業費の削減に努めておたわけでございますが、やはり議員のおっしゃるような趣旨も含めて、きちんと国で標準的な労務単価、あるいは資材の単価等を活用して、100%でこれをやろうということで、総額確保という観点で議員のおっしゃるものに近づけたいと。

公契約については全般的にわたるわけでございますが、町としては、それだけではなかなか全部カバーできないだろうということで、町としましては、町が発注するものについては総額の確保を第一に考えて、それでその企業に健全とした人件費の支払いをお願いしていったらどうなのかという考えでございますので、当面そういう形でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3年間の補助等の関係につきましては、後ほど担当課長のほうからご説明をさせていただきますと思います。

次に、国保会計でございますが、おかげさまをもちまして、この後また新年度予算の審議をお願いするわけでございますが、給付費のほうも少し落ちついてきたのかなということで、やりくりをしながら、引き続きの税率のアップはしなくて済むというところにおさまってい

るというふうに見ております。

そのようなことで、議員は、大変苦しいので一般会計からもっと入れろということだと思いますが、実際に一般会計から入れている団体を見ますと、収納率が非常に悪いということで、収納率のいい方にその分の負担が、払っていない方の肩がわりをさせているというようなことを防ぐというような意味合いをかなり持ちながら、一般財源の投入をしていると。

あるいはまた、極端に裕福な団体においては、交付税をもらわなくても出来るというようなところについては、その恩恵を住民にも十分に与えようというようなことでさせてもらっているのではないかなと。

睦沢町のようにぎりぎりの中でやっているものについては、逆に収納率をきちんと上げることによって、きちんと応えている住民に対して負担を強くない、平等にするというようなことを重点的にやっていきながらこれの対応をして参りたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

私のほうからは以上です。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきます。

住宅のリフォーム助成についてのことでございますけれども、こちらについては平成25年度から行ってございまして、28年度、今年度まで入れますと4年間ということになります。全体で93件、補助金としては事業費の20%、上限50万円までということで、補助金の総額は、3,006万2,000円を交付させていただきました。

また、総事業費で申しますと、1億9,222万8,000円となります。これを先程の売上高、人件費率16.2%を掛けますと3,114万円となるということで、これが直接の人件費ということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） お答えいたします。

食育基本法第5条でも、食育というのは、父母その他の保護者にあつては、家庭が食事において重要な役を果たしているのだと認識しなさいと。また、子供の教育・保育等を行う者、私たちですね、においては、教育・保育等における食育の重要性を十分自覚して、積極的に子供の食育の推進に関する活動に取り組みなさいということがうたわれています。

もちろんこれは、私ども常日ごろ、食育教育については重点的にやっているところでござ

いますし、これまでの成果を見ていただきたいと思うわけですが、委員のおっしゃられた全国に見ても、子育てに素晴らしい町なんだということを私も誇っていきたいと思っております。

そこで、食育だけ、給食だけに絞らず、学校教育法の第19条に基づいて、就学援助費の支給等もしておりますし、その拡充について取り組んでおります。このように給食に限らず、相対的に子育て支援を行いながら、この町は素晴らしいという感じを、そういう思いを全国に発信していきたいというふうに思っています。

そういうことですので、ご理解賜りたいというふうに思っております。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 結局、例えば住宅リフォームで言えば3,000万で1億だから4倍近く効果があったということです。それで、ただ私、厳密に見ると、給与部分というのは、全額ではないとしても、町の税収や、それから他の公売含めて、二重に私は計算してもいいと思うんです。

だから、もっともっと実際は総額プラス人件費の分を入れても、大体、全国的にはそういうふうにして、現実の効果としては図っているんですね。だからそういうふうな意味合いもあるんじゃないかなと思うんですが、間違っていないかな。その辺をちょっと答えられれば、非常にいいということだと思いますので、その辺を含めておきたいというふうに思います。それで是非、色々な形で考えるということですので、その辺はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、国保会計の問題で、さっき質問しようと思って逃しちゃったんだけど、町民の平均年所得ということで、これちょっともう時間があれないので、私のほうで事前にちょっと聞いたのは100万4,000円位ですね。だから、つまりどういうことが今起きているかという、国が生活保護法で最低限必要な生活を保障すると位置付けた金額が平均世帯で172万8,000円なんです。睦沢町の平均所得が100万4,000円なんです。だから、睦沢町というのは、そういう意味では、この一つだけ見ても、この生活保護水準を下回っていると、平均的には。だから、国保税をいただくところで、この172万8,000円うんぬんの、これ正確には出ないんですけどね。大体の感じで見ると、国保税なりの負担によって生活保護基準以下の世帯が生じているということになるわけですね。

だから、そういう意味で、これが本当の意味で、税の集め方、確かに色々な助成をしているというふうにありますとも、生活保護基準、そのぎりぎりの世帯という方は、結局、実際

の生活上では、それ以下にならざるを得ないという現状があるということが私は現実だと思うんです。ただ、制度としてはそうだから、これは町がどうこう出来るかというような問題ではないのかもしれませんが、そのことを考えて、私は国保税というのは考えるべきだというふうに思うんです。

それで、おっしゃったように、大体私も長年やっていると、国保税を上げるとぐっとまた支出が下がるんですよ。しばらくするとまた上がって行ってというふうに、そうじゃないかと、確か去年も私、そういうことが起きますよと言ったら、全くそのとおりになりました。

この国保の点については、昨年の6月議会、国保税の改定の議案の説明で私が質疑をいたしました。そのとき町長は、国保税率改定について、消費税について、その財源を使って都道府県に国保をやっていただくという形で、幾らかでも国の財源を入れて、厳しいところを補っていただくということでやってきたというふうに思っております。住民は、国保の世帯については非常に所得状況が厳しいので、税を上げないでくれということで、最大限努力をやってきたというふうに答えております。

この認識うんぬんを私はどうこう言うつもりはないんですけれども、ただ、町長として、国保会計に消費税関係の部分を繰り入れるというような考え方はあったんだなというふうに、そのときああ言ったじゃないかということを行っているんじゃないですよ。そこはいいですよ。

ただ、今後の問題として、私は、言ったように制度上の、国も言っている、首相も言っているし、町長自身もそういうふうな考えを持っていらしたんですから、是非そうした、こういう厳しい状況ですから、国保会計に項目を一つ入れてもらって、少しでも、ばつっと下げるわけにはいかないから、少しでもやって、軽減のために努力をしていただきたいなというふうに思うわけでありますので、お考えを伺いたいというふうに思います。住民の暮らしの状況、それから制度上の問題、あとはだから考え方で、決断でありますから、よろしく願いしたいというふうに思うわけです。

それから、学校給食の点でありますけれども、これはおっしゃるとおりで、給食だけではなくて、総合的なものでありまして、この点では私、町長を評価することがあるんです。高校生までの医療費無料化の流れの中で、今回、一次負担金ですか、それも解消すると。すごい決断だと思うし、全体としてはそういうところへ向かって進んでいるというふうには思います。

ただ、それが今、住民の状況の中で、本当にこれでいいのか、もうちょっと少しずつでもよくしていこうと。町を子育て支援の町へという形で、ほかからも、よし、睦沢町に住もうという流れを作っていくという意味でも大事な仕事ではないかなというふうに思うわけでありますので、お聞きしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 国保税の軽減でございますけれども、議員おっしゃられるとおり、生活保護世帯とそれに至らないぎりぎりの世帯、逆転現象が起きているのではないかと。確かにその懸念はあると、私もそういう認識は持っております。

またこの辺については、制度上でも軽減制度が7割軽減とか色々あって、最大限に活用しているつもりでございますが、そこら辺については、また研究をして参りたいというふうに思いますが、先程、議員からもおっしゃられたように、平成30年から千葉県で実施すると。国は消費税の値上げをもって、実は各町村でやっていた場合には先程言ったような、睦沢町では法定外以外の一般会計からの繰り入れはしておりませんが、しておる町村があるわけですね、先程言ったような事情の中で。それを県に持っていった場合、県はそれは出来ませんよといった中で、じゃ、国が何とかしようというようなことから、消費税の財源を使って、そういうところに充てて、県に厚い支援をするので、是非、町村でなくて県でやっていただきたいと。

千葉県全体で、各県がやることになるわけですが、そのメリットというのは、非常に厳しい団体については、県全体で薄めることによって水準を上げてあげる、楽にしてあげるということでございますし、それを国は、消費税値上げの中からその財源を新たにまた国保専用にとっていきたいという趣旨で進んでいったわけですが、ご存じのように、国の消費税の延期がたびたびありまして、それに至っていないということでございますが、いずれにしろ平成30年から千葉県に移ります。

それで今、睦沢町にある基金そのものについては、これはそのまま町が保有して、議員がおっしゃるように、町の判断でどうするかということは出来るわけでございます。いずれにしましても、30年からは、睦沢町は幾ら集めてくださいという話が、当然収納率がよければその分、少なくともいいですよという話で来るはずなので、そのようにお話を伺っていますので、いずれにしましても、睦沢町については適正に皆さんが平等に支払っていただいて、平等に負担をするという形に持っていければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 今井教育長。簡潔にお願いします。時間がないから。

○教育長（今井富雄君） 申し上げます。

住民状況の中で少しでもよくしていこうという考え方、教育からの立場でも全く同じでございます。教育委員会といたしましても出来る限りのことに取り組みたいと思っています。給食費のみならず、教育、学びの環境づくり、学力の向上、全てに他町村よりも誇れるようにしていきたいと思っています。学校教育基本計画がございますから、それに従って進んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきます。

リフォーム助成の先程の売上高人件費でございますけれども、地域内で循環すれば2倍になるんじゃないかという話がありました。それについては、おっしゃるとおりでございます。売上高の人の人件費、これが地域内で循環すれば2倍、3倍となってくる可能性もございます。また、これについては地域性もございますので、どこで消費するかということもあるので、一概に2倍になるということはいえませんが、それが循環をされるということと理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（市原重光君） これで12番、市原時夫議員の一般質問を終わります。

ここで10時25分まで暫時休憩といたします。

（午前10時12分）

---

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時25分）

---

◇ 丸 山 克 雄 君

○議長（市原重光君） 一般質問を続けます。

次に、1番、丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） おはようございます。公明党の丸山克雄でございます。

それでは、通告事項に沿って質問させていただきます。

初めに、シルバー人材センターについてであります。

ご承知のとおり、睦沢町シルバー人材センターは、睦沢町社会福祉協議会から自立してま



だ間もなく、やっと2年目を終える創業の時期にあります。事務費という業務の手数料と会員の年会費などで運営を賄っておりますが、資金に余裕がなく、大きな修繕などが発生しますと、途端に行き詰まる状況にあります。特に軽車両1台が大変古く、いつ故障してもおかしくない状況であります。センターでは車両の寄附元を探しておりますけれども、いまだ目途がついておりません。

また、平成29年度から運転業務がシルバー人材センターから離れるとも聞いており、収入が減ることを憂慮しております。現在、町からの委託業務は、シルバー人材センターにとりまして、決して小さくない仕事量であります。このような事情を鑑み、平成29年度における町からの支援の予定、軽車両を含めた内容をお聞かせいただければと思います。

また関連で、運転職員、これは専務運転職員のほうですが、新しい体制、業務内容、また安全に対するコンプライアンスなどについて、同様にお聞かせください。

次に、在宅福祉についてであります。

自力で外出できない在宅の方が自分の髪を手入れしたいときは、理容店とか美容院に依頼し、出張して来てもらいます。散髪してもらうということは、とても壮快なものであります。業者は、休日など時間の空いたときを利用して訪問サービスを行いますが、訪問用の機材などを持ち込むこともあり、多少の出張代を上乗せするケースが多いようであります。訪問理容・美容は大変ありがたいサービスなのですが、利用者の心理として、わざわざ来てもらって申し訳ないという気持ちや、費用の面で依頼する頻度も少な目になり、余り衛生的でない状態になりがちかと思います。外出に不自由を来しながらも在宅で懸命に生きている人たちに、訪問理容・美容サービス費用の一部を助成してはいかがでしょうか。

訪問入浴サービス、お風呂ですが、こちらは健康面と衛生面で大変家族に喜ばれております。同じように訪問理容・美容サービスも利用者の衛生面を助け、在宅福祉を増進させることにもつながると考えますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、丸山克雄議員の質問にお答えいたします。

シルバー人材センターについて、1点目のシルバー人材センターの運営収入は、町からの発注もかなりのウエートを占めており、平成29年度はどのような支援を考えているか。特に急を要する軽車両対応を含めて伺いたい。2点目の、関連で平成29年度における運転職員の体制、業務内容等について伺いたいとのことですが、それぞれが関連しておりますので、併

せてお答えさせていただきます。

町から運転業務等の委託をお願いしておりますが、このたび公民館バスなどの運転業務につきまして、県の指導監査等を受けた結果、業務運営や安全性の確保の要件が厳しくなり、また、シルバー人材センターとして業務を受けることが難しくなったという要請を町のシルバー人材センターのほうから受けたところでございます。

町といたしましては、この要請を受けまして、業務の効率化等により、運転業務などを委託し、その運営の一助になればということで実施をして参ったところでございますが、運転業務については平成29年度からもとに戻すといえますか、町直営に戻しまして、安全性の確保に努めて運営して参りたいというふうに考えております。

バスなどの運転につきましては、近年、その安全性について、多くの制度改正がございました。より厳しい中での運行が求められておりますことから、運転職員の業務への適性や、健康管理、運行前の点検等に十分留意し運営をして参ります。

シルバー人材センターへの支援につきましては、約4割となる町業務の割合からも、運営が厳しいものと存じますが、引き続きまして、学校用務員、あるいはかずさ有機センターなどの委託を継続するとともに、町の業務の一層の見直しを進め、効率化を進める中で、新たな業務委託を検討したいと思っております。

また、シルバー人材センターにおきましても、高齢者が働くことによりまして、生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献するという目的によりまして、地域、家庭、企業などにも働きかけまして、新たな業務の受託を受けて、併せてシルバー人材センター側でも会員登録の増加に努めてもらいたいと、ご努力をいただきたいと存じております。よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、2点目の在宅福祉でございますけれども、理容・美容店などに行くことが困難な方が自宅で訪問理容・美容のサービスを受けることに費用の一部を助成してはどうか。外出できない利用者の衛生面を助け、在宅福祉の増進を図ることについて伺いたいについてでございますが、町の在宅福祉に関する事業といたしましては、現在、65歳以上の寝たきり高齢者などで非課税世帯の方に対して、紙おむつ、尿取りパットの介護用品の支給を年5回、6月、8月、11月、1月、3月ということで、社会福祉協議会及び民生児童委員の協力を得まして、高齢者の見守りと併せて行っておるところでございます。

議員ご質問の理容・美容店に行くことが困難な方への助成につきましては、高齢化が進む中で必要なサービスと考えますが、助成の対象者や範囲、助成の方法、これらを検討させて

いただきまして、また、実施市町村の取り組み状況等も十分に参考にさせていただきながら、今後、前向きに検討を行って参りたいと考えます。よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） シルバー人材センターの運営については、確かに前提として、シルバー人材センターのほうで頑張ると言うことが第一でございます。会員もなかなか増えない状況で、したがって業務の内容も余りかわりばえないということもありますので、点検できるところをしっかりと点検して、シルバー人材センターも新しい業務を増やすなどして、仕事量を増やしていくということが大前提ではないかと思いますが、何分、例えば軽車両などは大変大きな金額になりますので、この辺は是非とも、今後なるべく早目に手当をしていただくようなことで、その辺も含めてご検討をいただければと思います。

センターのほうも一生懸命、寄附元を探していますけれども、なかなかタイミングなどもありまして、まだまだ厳しいというところであります。しかし、2台のうち1台は既に弁当などの配達で使っていますので、もう1台のほうが使えなくなると大変困りますので、その辺ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、在宅福祉の理容・美容訪問サービスですけれども、現在実施している自治体の利用者の方の頻度を見ますと、やはり適切な回数というんですかね、余り我慢しないと。要するに不快でない程度の利用をされているということが見られております。これは、訪問理容・美容サービスをする業者も、いわゆるボランティア精神というものも発揮しながら、新しいお客さんを開拓するとか、あるいは店の信用度も増すと、そういったことも背景にありますので、努力しているわけですけれども、いかんせんやはり費用が少ないにしましても、現在、在宅福祉、こっちのほうに力を入れるということは、回り回って財政の安定化にもつながることだと思ひますので、今後、是非とも助成される方向で検討していただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） シルバー人材センターで利用している軽車両のことについて特にお話ございましたが、それこそ近年、日本の自動車は非常に丈夫になりまして、私も副町長も通勤に軽車両を使っておりますが、既に2人とも20年を優に超えております。毎日、一向に差し支えなく元気に走っておりますが、また支障があるようでしたら、協議を進めて参りたいというふうにお願ひしております。

それと在宅福祉の関係でございますが、先程申し上げましたとおり、前向きに検討して参りたいということでございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） ひとつよろしく申し上げます。ご回答は結構でございます。ありがとうございました。

---

#### ◇ 久 我 政 史 君

○議長（市原重光君） 次に、久我政史議員の一般質問を許します。

久我政史議員。

○4番（久我政史君） 教育問題について、何点か質問させていただきます。

現在、学習指導要領の改訂が進んでおり、小・中学校は平成32年度から完全実施、平成30年度から先行実施となっています。特に小学校では英語が教科化され、3、4年生から年間35時間、5、6年生で70時間の導入が予定されております。着々と準備は進んでいるものと思っています。小学校再編まで残すところ1年となり、両校の交流行事や授業で準備は進んでいると思われ、また、その成果も上がっているであろう、大変苦勞も多いただろうと感じております。

平成27年度に作成した睦沢町教育大綱には「地域が育て地域で育つ睦沢の子」と掲げられております。教育振興基本計画では、コミュニティスクールの設置の検討と具体化され、その導入について再編準備協議会で地域の教育力を学校に取り入れるの方法で、先進校視察なども実施されていると聞いております。

そこで、小学校再編後の学校について、何点か伺いたいと思います。

一つ目、コミュニティスクールの導入の意図は何なのか。

二つ目、導入に向けての課題と、その解決の方策はどう考えているのか、この2点。

それから次に、2月15日に中学校に授業参観といいますか、視察させていただいて、全体的に生徒は真面目に授業に取り組んでいるなど、廊下の掲示物も大変わかりやすいなど、授業のほうは情報機器を駆使してやっております、私なりに満足いたしました。

給食の時間に、生徒に進路についてちょっと、ある子に聞いてみました。「将来、何になりたいの」と。そうしたならば、もう自分の考えをはっきりと持っていて、これこれこういうわけでどここの学校に行って、将来、こういうのか、こういうのか、二つ位考えていると。非常にびっくりいたしました。中学生でもすごいんだなど。

それから、睦和学級の子供たちの授業も最後に見に行きまして、英語の授業参観とかで自己紹介をやっているところでした。一生懸命に表現しようとしおり、先生と生徒の関係、そこにちょうど校長先生もいて、校長先生がちょっと言ったりして、人間関係がこういうふうに出ていけば、教育というのはうまくいくだろうなという、そういう感想を持ちました。

ここで、特別支援のことについて、どう考えているのかなと、この辺、町は教育振興基本計画の中で、ゼロ歳から15歳までの連続した教育を掲げており、その上で、特別支援に要する子供の支援、これはどう取り組んでいるのかなということ、また、この課題は何なのかなと、このことをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 久我政史議員の質問にお答えをいたします。

小学校再編後の学校について、教育大綱に掲げた「地域が育て地域で育つ睦沢の子」を目指し、コミュニティスクール導入について再編準備協議会で検討され、地域の教育力を学校に取り入れる方法で進んでおりますけれども、小学校再編後の学校について次の点について伺いたいということでございます。

1点目の、コミュニティスクール導入の意図は何かについてでございますけれども、平成30年4月に開校いたします睦沢小学校が、地域と学校が同じ方向を向いて、協力して、地域とともにある学校として持続させるための制度でございます。

コミュニティスクール導入による効果としては、子供たちにとっての魅力は、学びや体験活動が充実すること、安心・安全な生活がより送れるということでございます。教職員にとっての魅力は、地域の協力により、子供と向き合う時間が増えることでございます。保護者にとっての魅力は、学校や地域に対する理解が深まり、地域の中で子供たちが育てられているという安心感が湧くことでございます。地域の人々にとっての魅力というのは、自分のこれまでの経験を学校づくりに生かすことが出来、生きがいや自己有用感につながることでございます。

このように、コミュニティスクールは学校運営や学校課題に対して、広く保護者や地域住民が参画できる仕組みでございます。

2点目の、導入に向けての課題とその解決の方策はについてでございますけれども、コミュニティスクールに対する保護者や地域住民の理解が必要となりますので、講演会の開催や、リーフレットの配布をし、その魅力を伝えて参りたいと考えております。

また、来年度から保護者、地域住民、学校職員等で組織する準備委員会を設置し、導入に向けてさらに詳しく検討を進めて参る予定でございます。

この他、地域の学校支援ボランティアを活用し、学校支援活動が活性化できるような仕組みづくりにも取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願いいたします。

次に、二つ目の特別支援を要する子供への取り組みについては、町は教育振興基本計画の中で、ゼロ歳から15歳までの連続した教育を掲げているが、その上で、特別支援を要する子供の支援についてはどのように取り組んでいるのか。また、その課題等について伺いたいということでございますが、こども園、小・中学校において、特別支援を要する子供については、町負担により特別支援教育支援員を配置し、特別の支援を行っておるところでございます。

また、学校においては、校内特別支援委員会を設置し、個々の能力に応じた適切な就学指導について協議をすると共に、特別支援教育研修会を開催し、指導者の力量の向上に努めておるところでございます。

ゼロ歳からの成長過程において、これまでの町部局においては健診や保健指導、家庭環境の把握など、教育委員会部局においては園・小中学校における保育や教育指導をそれぞれの部署において分断的に対応しておりました。そのため、情報の共有や問題の認識が不十分であることなどが課題として見えてきたわけでございます。

教育委員会が目指すゼロ歳から15歳までの連続した教育を実施する上では、町部局も含めた横断的な連携が不可欠であるとの認識から、本年度途中から、福祉課、健康保険課、こども園を含む教育課で、定期的に情報交換を行う機会を設けて参りました。

しかしながら、子育て支援の体制としてはまだ不十分な面がありますので、新年度からは、さらに学校を含めて、この連携をしっかりとしたプロジェクトチームとして位置付け、特別支援教育については、乳幼児期からの成長を記録し、自立をサポートするとともに、地域で幅広い生活サポートするための支援カードの導入を検討して参りたいと考えております。

なお、このプロジェクトチームは、特別支援教育のみならず、子育て全般にわたる課題等について検討していく予定でありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 久我政史議員。

○4番（久我政史君） コミュニティスクール導入に当たって、現在あるボランティア組織、

どう調整していくといたしますか、例えば現在、防犯ボランティアの組織が学校の登下校を見守ってくれていると、放送で聞いているわけですね。それから、学校には学校評議員制度という組織がありまして、その辺の関係。公民館の事業として学校支援地域本部を立ち上げたりしている。こういうことで私、お話は聞いているわけです。

これらの色々な組織との、このコミュニティスクールを導入してどういう、例えば会議をやったりするんでしょうけれども、どうやっていくのかと。具体的に、この辺はこういうふうに進めていきたいとか、年に何回位やるとか、その辺を少し具体的に教えてもらえればと。

それからもう一点、小学校へ英語の導入がされます。5、6年生、3、4年生と。それで、先行実施ということで、平成30年度から英語特例認定校と、何かこういうのに指定された場合には1、2年生も英語教育をやっているという聞いてはいるわけですが、この辺の指定が出来れば受けたいとか、その辺の、今、英語がわかることも世界に重要だということと言われていて、ある一方で、今までは、そんなに早く、日本語もわからないうちから英語をやったってしょうがないじゃないかと、こういうことも、確かにそれもあるわけですが、もう世の中はそれどころではなくて、はっきり言って幼稚園、もうその前、生まれたらすぐお金を払ってやっていると。こういうことで、本校でそれが出来るのかどうか分かりませんが、そういうことを考えていきたいとか、そういうことがあれば、その辺も教えていただきたいと。

以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） ご質問いただきました現存するボランティア組織については、児童生徒の登下校の安全を見守る防犯ボランティア、また学校運営に意見や評価をいただいています学校評議員、さらには読み聞かせグループ、老人クラブの方々による学習支援ボランティア等があり、活動していただいておりますし、教育効果は上がっています。ただ、あくまでも学校側からの個々の要請に応じているところが活動でございます。

今後、コミュニティスクールが導入されますと、学校支援をいただいております個人や団体のボランティアは、学校と連携・協働して活動できるようになります。学校と一体となって、よりよい教育の実現が見込まれます。

そのために、ボランティアの個人、または団体と学校側との間を取り持つコーディネーターといたしますか、調整役を設けますので、学校の要請によりコーディネーターが仲立ちをしてボランティア活動することとなります。このことで、ボランティア活動へはより参加しや

すく、また、よりスムーズに活動が出来るようになることを期待しているところでございます。

また、先程話がありました、本町には生涯学習教育の観点から、学校地域支援本部の活動もあります。学校を中心に、子供たちにとって教育効果が期待できるような活動になるように連携を検討して参りたいというふうに思っております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、32年から英語の導入が入ります。本町においては、お話があったように、30年、再編をしたときから先行実施をして参りたいと思っております。ですから英語教育も入ってくるわけでございます。その際1、2年生も、先程お話がありました、教育課程の特例認定校を受けまして、1、2年生から英語の授業をしていきたいというふうに考えているところでございます。今年の8月までにその報告を県教委を通して文科省のほうで認定を受けられれば、30年4月からそのようにやっていきたいというふうに考えております。

英語になれ親しむ、コミュニケーション能力を高めるというところで、まず子供たちにそういう気持ちを持っていただければ、この英語の導入が成果があるのかなというふうに思っております。

コミュニティスクールの会については、何回持つかということについては、これから行います準備委員会の中で話をしますけれども、2か月に1回とか、学期に2回程度がよろしいのかなど。それも十分検討しながら考えていきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 久我政史議員。

○4番（久我政史君） 今お話を聞いて、大体方向性は私なりにいいなと感じています。難しそうなのが、英語の関係ですね。先生を集めるのが、嫌いな先生ばかりでは困るし、その辺、好きな先生、好き、嫌い、先生が好きであれば、難しい高度なことをやるわけではないんだけれども、嫌いな先生、私もちょっと小学校でその辺、感じたことがあるんだけれども、先生が嫌いだと、もうどうにもならないと。全てに当たるわけで、是非そういう人を、色々顔の広いところ、この先生はということで、出来ればよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（市原重光君） 要望ですね。

これで久我政史議員の一般質問を終わります。



---

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（市原重光君） 次に、田邊明佳議員の一般質問を許します。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） それでは、通告順に従い、質問させていただきます。

一つ目、町職員について。

以前からも議会で何度か職員の働き方や窓口対応等について取り上げられています。最近では、何名かの町職員が健康上の理由で職務を遂行できない状況が長く続いたり、ある職員が町民からのクレームを強く受ける等の事例が見受けられましたが、人事や処遇に問題があるのではないのでしょうか。庁内のことは詳しくわかりませんが、こうも続きますと、何らかの問題があるのではないかと感じてしまいます。

またそれとは別に、最近では、窓口での職員の対応に不備があり、自分では直接窓口に行かれなくなったとのおしかりを私が受けましたが、弱い立場の方が直接役場を頼ってこられない状況や相談できなくなるというのは、住民福祉向上に努めるべき町としていかがなものでしょうか。この状況を見ますと、睦沢町職員の人事評価制度が適正に運用されているのか疑問に思いますが、また、機構改革は果たして成功しているのか、町としてのお考えをお聞かせください。

また、以前から女性登用について色々と申し上げておりますが、第4次男女共同参画基本計画では、課長相当職の成果目標が30%から下方修正され、市町村職員の課長相当職の成果目標は、平成32年度末で20%となりましたが、課長相当職の女性登用への町の現在の考えをお聞かせください。

二つ目、むつざわ米について。

むつざわ米ブランド化のかなめとなるもみ殻たい肥ですが、使用すると食味も上がり、稲も丈夫になるなど品質向上に役立っています。しかし、農家のたい肥活用にもばらつきがあり、また、散布量が一時期に比べ減少しているようにも見えますが、むつざわ米を推進するためにもふるさと納税に力を入れるだけではなく、全町で散布していただけるような取り組みが必要ではないのでしょうか。

また、散布した箇所、近年、牧草のような雑草が生えてきており、除草に苦慮した農家が散布をやめたという話もありますが、たい肥散布とその牧草のような雑草の関連はあるのでしょうか。

### 3、道の駅について。

道の駅は、各自治体と道路管理者が連携して設置し、国土交通省により登録された道路施設であり、もともとはドライバーを中心に広く一般社会に公費でリフレッシュしていただき、少しでも交通事故を減らすことを第一の目的として設置され、直売場を併設することで、地場産業の振興の一助ともなり、町のPRにも大きく貢献していると思いますが、今現在の道の駅の現状はこれが逆転していると思えてなりません。原点に戻る必要があると感じております。現在の道の駅は、日本の方のみならず、外国からの来訪社にもサービスの提供を求められています。

道の駅はもうけることが主目的ではなく、各種のサービスを提供する施設であり、一般的な直売所と異なり、商業以外の多くの経費を必要とします。それを商業ベースのみで考えては十分なサービスの提供は出来ません。まして今、工事中のものは重点道の駅に指定され、ほかの道の駅の指標となることを位置付けられています。民間事業者が運営することになっている重点道の駅でもうけにならない経費で出る部分に対しての手当はどう考えているのでしょうか。

もうけ第一の商業資本と公費を使って、ドライバーを中心とした多くの人々にサービスを無償で提供する道の駅、二つの相反する性質のものが同居しています。無償のサービスにかかる経費をどの程度見積もり、公費で補填していくのでしょうか。何度も説明や事業の詳細な資料はいただいていますし、これに似たような質問も過去ありましたが、よくわからない部分でもありますので、お聞かせください。

道の駅については、町は道の駅とは何のためにあるのか、町はどう捉えているのか、また、道の駅の中で、一般的に定義されている無償提供部分の経費について、どう考えているのかお聞かせください。

なお、道の駅敷地は道路用地であり、道の駅は道路施設で国土交通省所管です。町の道路管理はまちづくり課ですが、現在の道の駅の管理については、なぜ産業振興課所管なのでしょう。また、道の駅の駅長とは、本来は、その施設に勤務する道路施設管理責任者になるものですが、なぜ所属が産業振興課なのでしょう。お聞かせください。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、田邊明佳議員の質問にお答えしたいと思います。

町職員について、1点目の町職員が健康上の理由で職務を遂行できない状況や町民からのクレームを強く受ける等の事例が見受けられたが、人事や処遇に問題があるのではについて

ですが、現在の町職員数については96人で、平成27年度当初からは4名減となっておりますが、任期付職員、再任用職員を採用するほか、病気休職並びに病気療養休暇の職員、産休、育児休暇中の職員には、臨時職員を採用配置し、事務事業に支障のないよう、職員同士、相互協力の中で対応するよう努めております。

また、職員の勤務時間の短縮や、年次有給休暇の消化については、特定事業主行動計画に目標値を定め、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組んでおります。

この他、職員へのストレスチェックの実施や、人事評価による個別の面接等も行うなど、職員の健康・疾病防止、メンタル不調の早期対応等、メンタルヘルスケアの実践も進めております。健康上の理由による休職等の職員につきましては、早期の職場復帰に向けまして、定期的な相談やリハビリ勤務の実施などの制度も整えて参りました。

このような状況も踏まえまして、事務事業の内容や、職員の適性、人材育成の観点などを考慮し、適正な人事配置を行って参ります。

2点目の女性登用についてでございますが、町の現在の考えはについてですが、過去にもご質問がありましたが、現在の状況といたしましては、管理職となる7級、6級の職員は18名で、うち女性は5名で28%、班長となる主査5級の職員は11名で、うち6名が女性で55%になります。

国が示した男女共同参画社会の実現に向けまして、指導的な地位にある女性の割合を30%程度にする目標値や、成長戦略にある女性活躍推進のステージづくりにつきましては、先にも示しました特定事業主行動計画の中で、女性職員の働きやすい場、将来のキャリアを意識し、自己の研鑽と昇任試験等への取り組み、管理職に必要なマネジメント能力の研修など、具体的な目標値を定め、取り組んでおります。

私といたしましては、本町のような少ない職員数の中では、職員の経験、意欲、実績、適性などを捉えて判断し、男女を問わず登用しながら、女性の適性・潜在的能力の発揮を得て、さらなる住民サービスの向上を図って参りたいと考えます。よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、2点目のむつざわ米について、ブランド化のかなめとなるもみ殻たい肥だが、もともと農家の活用もばらつきがあり、また散布量が減少していると聞くがについてですが、むつざわ米は、現在の道の駅つどいの郷むつざわの設立時に、米のブランド化と併せて、睦沢町の知名度向上を目的につけたものでございます。

もともと本町の米の評価は決して低いものではありませんでしたが、いかにして、他の地

域の米との差別化を図れるかを考えたネーミングで、同時に、ちばエコ米の認証を取得し、現在に至っておるところでございます。

むつざわ米には、かずさ有機センターのたい肥を使用させていただいており、平成18年に散布を始めたときの散布量が約3,000トン、その後はおおむね2,700から2,900トン、平成24年度に国の補助対象から外れ、翌年、環境保全型農業でまた補助対象となった後は1,600から1,700トン程度で現在まで推移しております。近年は散布量が減少しているとは考えておりませんが、食用米から飼料用米への転換を国が奨励していることもあり、飼料用米にはたい肥散布しないという農家があるのも事実であります。

今後、ちばエコ認証米としてのむつざわ米につきまして、農家の方々にもご理解いただけるようさらに努め、有機センターのたい肥販売につなげていくとともに、本町の循環型農業の核となるかずさ有機センターの良質なたい肥の販売について、安定生産、安定供給を柱に運営して参りますので、引き続きご理解を賜りたいと思います。

それから、先程ご質問のたい肥をまいた田んぼへの牧草と思われる草の発生ということでございますが、もともと牛は牧草を食べておる、そういったことで、その種が発芽しているのではないかというご指摘かと思いますが、これにつきましては、たい肥センターの運営の中で、たい肥化するためには、60度以上に温度を上げて、たい肥化にするということを実施しております。そういった中で、切り返しをしながら、中は70度、80度近くになりますが、表面は若干温度が落ちますので、切り返しをすることによって、全てを60度以上にもっていくという措置を行っております。そうすることによりまして、良質なたい肥が生産できるわけでございますので、なお一層これの厳格化を進めながら、そういう懸念が出ないように進めて参りたいというふうに考えます。

次に、三つ目の道の駅についてでございますが、道の駅は何のためにあるかについてでございますが、平成14年7月の総合交流拠点施設時代から、平成16年8月に道の駅の認定を受けまして、現在に至っているわけでございます。

これはなぜかといいますと、総合交流拠点施設は、直売所と都市との交流のみを掲げておりましたが、直売所のより一層来客を求めるためには、道の駅の認定を受けることによって、全国的に知名度のあるつどいの郷むつざわが道の駅だという認定を受けたほうが、このPRに非常にいいということから、認定を受けたわけでございます。

本町の農産物などの販売拠点、そして生産者の交流の場であり、さらに道路利用者のための休憩施設や地域の方々のための情報発信など、道の駅の主な目的であるという認識でござ

います。

また、道の駅つどいの郷むつぎわが、本町のみならず組合員に与えてきたものは、経済波及効果だけではなく、農家の交流や高齢者の生きがいなど、様々な面において効果を生んできたことは間違いないと考えるものでございます。

現在は、平成31年の新道の駅スタートに向けまして、造成工事も進んでおりますが、この施設が睦沢町だけではなくて、長生地域、県内外からの来訪者でにぎわうようなものになければならないと考えております。引き続きご指導を賜りたいと思います。

なお、先程、議員のご指摘のように、当初は物産の販売、あと都市との交流というようなことから、当時は産業振興課だったかな、要は農政関係で実施をしておりましたが、今後につきましては、道の駅としての重点というようなことで、大分形が変わってこよかというふうに認識をしております。そういった中で、どこが担当するのかということは、新しい道の駅のスタートに向けて再度内部でも調整をしながら、よりよい道の駅、新しい重点道の駅がスムーズにスタートできるような体制を検討して参りたいというふうに考えております。

それから、今度、新しい道の駅の部分で、もうけのない部分、例えば情報発信だとか、道路休憩だとか、その公費の部分はどうでございますが、これにつきましては、指定管理料という形で、お金にならない部分については町が負担をするということの契約という形になります。これは朝のご挨拶でも申し上げましたが、3月13日に最終の審査会を開きまして、それをもって内部決定したいというふうに考えております。

これにつきましては、ご承知のとおり、町で最低ラインとありますが、町が要求する水準を示して、それについて、どの程度水準が確保されているかということを受けるものでございます。従いまして、当然、議員ご指摘の情報発信部分、あるいは道路を使う人たちの休憩施設という部分については、当然それについて実施をしていただくと。また、それに対する費用として、町で指定管理料ということで年間幾ら負担をするというものを提示してあります。それに従って申し込みをしてくるというふうな理解をしておりますし、また、昨日も審査員の委員長のところにお邪魔して、内容について伺いましたところ、A、B、C、D、E、五つのランクがあって、そのEのランクが60点だそうですが、全体で100点満点だそうですが、通常の試験と違いまして、通常試験ですと100点満点、100点が最高でございますが、60点が町が要求した水準点、そうすると、A、B、C、D、Eで言うと、Eは町が要求しているものをクリアしているものがE、考え方によると60点というところをゼロ点というふうに見るらしいんです。そこからどうして町が要求した以上に民間が努力をしてやるかというこ

とで、それにプラスが入ってくるということでございます。そのようなことで、また13日の審査会の結果が楽しみな状況というふうになっております。

以上でございます。

すみません、先程60点と言いましたが、25点だそうです。25点で町の要求水準を満たしている。ですから、町の要求水準を満たしていれば合格ということだと思いますが、それに幾ら加点をするかというのは企業努力ということのようでございます。よろしくお願い申し上げます。訂正します。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） まず一つ目の町職員についてですが、最近ある課で3名ほど急に一度に、ちょっと色々あったんでしょうけれども、見られなかった時期があったんですけれども、そういうのを見てしまうと、とても適正に配置されているとは思えないのですが、どうなんでしょうか、そこら辺は。

あと、女性登用については、級を言われても私、よくわからないのですが、私の認識としては、町の代表として、執行部側に、ここにいるような方たちが、課長クラスの方々、そういった方をもっと増やしたらどうですかと思うのですが、今見ても1名しかおりません。28%と言われても、ちょっと納得しがたい部分もあるのですけれども、以前から私も質問していましたし、女性登用については、恐らく職員自体のキャリア意識の問題もあるでしょうし、今まで男性中心の中でやってきたことによる変革という難しさもあるかと思えますけれども、基本的に先進的なお考えを持つ現在の町長ですから、素晴らしい取り組みをしてくれるのではないかと私は期待しているところでございます。

あと、むつざわ米でございますが、いつときは3,000トンで、今は1,600トンということで、飼料米の田んぼにはまかない方もいると言いますが、ここにおられる先輩議員さんや私の会社でも、後々のために飼料米のところにもまくような方もいらっしゃいます。だから、全部が全部、飼料米のために減ったということはないと思うんですよ。

ちょっとどこで聞いたか忘れたんですけれども、現在のたい肥の生産の体制では、なかなか生産量も、結構キャパというか、限界とも聞きますけれども、色々かずさ有機センターをどうしていくか、ブランド化をどうしていくか、個々では多分、恐らく考えていらっしゃるんだろうとは思いますが、どうもそれが、大きくリンクさせていくということも必要なんじゃないかと思うんですね。今の現在の状況は、たい肥、大きくブランド化していこうというふうには見えないのですけれども。

あと雑草のことなんですけれども、60度以上になっているので、基本的にないという町の認識だとは思いますが、多分、切り返し、端っこのほうであるとか、切り返しがきちんと出来ていなくて、残ってしまって、それで撒かれているのではないかと私は思うんですけれども、これは私の考えですけれども、ここら辺は水田地帯なので、牛は余り飼っていないので、牧草が混じる余地はないので、そこしか原因が考えられないのですが、どうでしょうか。

あと、道の駅についてですけれども、もともと総合交流拠点施設ということで、道の駅の認定を受けたほうがよりよくなるんじゃないかというようなお話を今いただきましたけれども、最初に直売所ありきで道の駅という感じにとれましたけれども、今度の新しい道の駅は、重点道の駅として、本当に全国的に指標となるような施設になると思うんですけれども、その中で、やっぱり道の駅の本来の目的というのは、第一はドライバーの利便性とか、そういったサービス、あと情報発信であるとか、そういったことに尽きると思うんですけれども、まず最初のそういった目的を外さないほうがよろしいかと思うんですけれども、現在、道の駅は産業振興課所管ですけれども、ちょっときつい言い方をしますけれども、もともとドライバーのためにというのが第一次目的だった施設が、産業振興課所管であることが現在の道の駅の経営方針にあらわれているんじゃないかなと。今、直売所でもうけ、利益を出すのは大事ですけれども、そこに目がいってしまって、本来の目的に沿っていないような気がするんですけれども、そういったところを町として指導してはいかがでしょうか。指導すべきかと思いますが。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず最初に、職員の健康上の関係でございますが、確かに特定の職務の場所に引き続き体調を崩す職員が続いたということもございます。ということで、この仕事のあり方についても内部で今検討をしながら、仕事の分散あるいは対応の仕方について検討しているところでございます。

しかしながら、先程も議員おっしゃってくれましたように、その職務については、過去には女性の職員も1人で担当しておって、十分やっていた職でございます。といったことから、何がいけなかったのかということも非常に、今詮索をしているところでございますが、いずれにいたしましても、当面の対応策として、先程言ったような応急措置といいますか、中身の変更について、今しているところでございます。

それから、女性職員の登用でございますが、先程も言いましたように、要は管理職手当を

もらう、課長職あるいは副課長職で28%います。また、そのすぐ下の班長という、主査5級と言ってもわからないよと言われてしまってあれなんです、次の副課長になる人材として女性が6名いて、55%でございます。また、先日来の選考試験におきまして、試験に合格している女性もおります。

ということで、私自身は、この特にここの議場に出てくるような職員が今後、女性が増えてくるんじゃないかなと。また、逆にそういう試験も受けてくれていると。要は上昇志向がある女性職員もしっかりおりますので、増えてくるのではないのかなと楽観をしております。

それから、牧草の関係でございますが、議員が心配されるようなことも当然、たい肥センターを運営する側として心配しております。先程も言いましたように、どうしても角になるところが切り返しから漏れるところも当然考えられるわけでございますので、この運用については、十分、現場に注意をしていただきまして、その徹底を図っていきたいというふうに考えますので、よろしくご指導お願いしたいと思います。

それから、道の駅でございますけれども、先程申し上げましたように、当初は直売所、プラス、都市との交流だけございましたが、今度の新しい重点道の駅につきましては、今、国交省自体も、前は出かけて行った途中で道の駅に寄って休憩をするというものだったところ、現在の道の駅は、もうその場所が既に観光地化していると。そこだけで完結するというように進化を遂げているというふうに国交省では言われております。

そういった中で、重点道の駅に指定をされているつどいの郷むつざわでございますので、従来に戻るのではなくて、従来を考えから大きく脱却して、また新しい方向に進んでいくということで考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） よろしいですか。

これで、田邊明佳議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

---

#### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 次に、日程第4、承認第1号 平成28年度睦沢町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊丹書記。



(伊丹書記朗読)

○議長（市原重光君） ご苦勞さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 承認第1号 平成28年度睦沢町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

補正額は、600万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ37億3,258万4,000円といたしました。

本件につきましては、先の第4回議会定例会において、減額の補正をさせていただいたところでございますが、大変恐縮でございますが、その後の返礼品のアイス、チーズ、ゴルフプレー券を要望する寄附者が予想以上に増加したことにより、ふるさと納税返礼品にかかる経費に不足が生じてしまいました。

特に11月、12月の寄附件数が、前年の件数と比較しますと約2倍増となっております。この要因といたしましては、むつざわ米にかわる返礼品のPRに努めたこと、また、ふるさと納税の認知度が全国的に向上し、寄附者が確定申告の寄附金控除を視野に入れ、駆け込みで寄附をしてきたことが要因ではないかと考えております。

このようなことから、今後の見込みも考慮し、寄附金及びふるさと納税謝礼にかかる経費、積立金を増額計上いたしました。今後も、ふるさと納税は不確定な部分もありますが、十分精査した中で、予算執行に努めて参ります。

以上の内容につきまして、返礼品の発送を行っている事業所等が不利益にならないよう、早急な対応が必要であり、議会を招集するいとまがなかったことから、補正予算（第6号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりまして議会に報告し、ご承認を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦勞さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） ふるさと納税返礼品予算を減らし過ぎたということだというふうに思うんですが、これは件数でいいますと、現在もう入金されている件数が幾らで、プラス予

想が何件なんですか。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 今現在でよろしいということですよ。28年度の現在でございますけれども、2月までで3,249件、本年度は入っております。前年度が6,500件ございましたので、それには及びませんが、12月の段階で2,236件というふうに想定しておりますが、今の短い期間の中で944件ほど来ているというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） つまり見込みの部分ではもう達成しているという意味なのね、そうすると。新たな見込みの部分として入っているのかということが一つ。

ついでに、返礼品を色々お考えいただいたということで、もうちょっとそこを少し詳しく言ってくれますか。つまり今、人気というとな変な言い方だけれども、お米は大変あったわけですが、どういものが睦沢町の返礼品として好評なんですか。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） まず、12月の段階でお願いした数については、もう今回補正でお願いしたわけでございますので、その分に関しては達成しておりますが、予算当初の分にはまだいかないという状況でございます。

それから、どういう措置をしたのかということでございますのと、それから何が人気なのかということでございますけれども、まず、お米が終わった後ということとは変ですが、28年度産米から29年度産米に変わるときに、お米が一時休止になります。その間に、房総カントリーのゴルフ場の利用券や新生酪農のアイスクリーム、チーズの詰め合わせ、また自然薯とか、そういうものの特産品になります。特に房総カントリーのゴルフ利用券、新生酪農のアイスクリームが伸びているという状況だと思います。こちらにつきましては、ホームページ上の宣伝といいましょうか、書き方を変えたり、またゴルフ場の件につきましては、ゴルフの専門雑誌にも記載をしていただいたのがございまして、そういう影響もあるのかなというふうに考えております。そうしたものが多く要望といいましょうか、希望であるという状況でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 今後何かこういう流れで考えているものはあるんですか。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 29年度につきましては、2月1日から新しい募集といいたいしょうか、パンフレット等も作りまして、昨年度寄附していただいた方に送付をしているところがございます。

この議会でもご質問を色々いただいております、その中で、体験型の商品を作りたいということをお話をさせていただきました。寄附金5万円でございますけれども、1年間、水稲、田んぼの米作りを楽しんでいただくことなどを新しく入れさせていただいたものでございます。現状ではそちらにつきましても2件ほど申し込みが入っているところでございます。以上です。

○議長（市原重光君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 平成28年度睦沢町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第5、議案第3号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊丹書記。

（伊丹書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第3号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成28年度人事院勧告及び平成28年度千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づき、期末手当について、この後にもご提案をさせていただきますが、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同様の改正を行うものです。

内容といたしましては、期末手当の率を年間0.1月引き上げるものです。

第1条につきましては、本年度の期末手当の率の引き上げを行うもので、12月の期末手当において当該手当の率を0.1月引き上げるものです。

第2条につきましては、来年度の期末手当の率については、1条におきまして、0.1月引き上げた2.275月から0.05月引き下げ、2.225月とし、6月及び12月を合わせて、引き上げ率を年間で0.1月とするものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） この公務員の給与体系というのは、特に都市部のようなところに行きますと、特別職と一般職との差が非常に大きいという現状があるわけですが、特に給与になりますと色々波及をしていくということがあります。この件については期末手当に限っているということの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） そのとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（市原重光君） ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第6、議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊丹書記。

(伊丹書記朗読)

○議長(市原重光君) これから提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成28年度人事院勧告、平成28年度千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告、また地方公務員法の一部改正により、給与条例の改正を行うものです。

主な内容といたしましては、給料月額並びに勤勉手当の率の引き上げ、及び扶養手当の見直しなどです。

第1条につきましては、平成28年度における給料月額並びに勤勉手当の引き上げについて、人事院勧告によれば、給料月額について、民間給与が国家公務員の給与を平均708円(0.17%)上回っているため、若年層に重点を置きながら引き上げ改定を行うこととしております。このことから、本町でも国及び県に準じ引き上げを行うものです。

なお、本町の給料月額における上昇率は0.28%、影響額は約97万8,000円です。併せまして、勤勉手当については、民間較差により年0.1月引き上げることとしており、本町においても同様に改正するものです。本年度において12月期の勤勉手当を改正するものとし、影響額は約359万5,000円でございます。

また、扶養手当についても、配偶者にかかる手当額を他の扶養親族にかかる手当額の6,500円と同額まで減額し、子にかかる手当額を1万円に引き上げるものでございます。

なお、配偶者にかかる手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に行います。

第2条につきましては、平成29年度以降の勤勉手当の率を、第1条において12月期のみで0.1月引き上げを行ったことから、来年度以降の率を6月期及び12月期に分散させるため、0.05月引き下げ、引き上げ後の0.9月を0.85月とするものです。

第3条、第4条については、任期付職員のうち特定任期付職員について、第1条、第2条と同様に改正するもので、第3条では給料月額並びに期末手当の率の引き上げ、第4条では職務基準の規定、期末手当の率の調整を行うものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） この改定でございますけれども、法規表、ボーナスの改定というのは、この間の消費税増税分、それから社会保障負担分という点から見て、私は職員の立場から言うと不十分だと思います。ただ、若い層へ厚くということの流れもありますので、全体としては、私はこれは評価をしております。

ただ、一応意見として、扶養手当の見直しについて、子供手当を増額するか、今、町長が言ったように配偶者手当の削減をやるということ、それは段階的にやるからという話で、いつもそうなんですよね。どんと減らすときには段階的にみたいな手法でやるわけでありまして、配偶者手当が減り、子供の1人の場合は減額になるということでありまして、こういう、一定矛盾をするようなところでございますが、どうなんですか、これ、こういう削減しなくてもやるということは出来ないんですか。法律上、そのままやるということなんですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原武君） 一応、給料につきましては、国の人事院勧告、あるいは千葉県的人事委員会の報告等に準じて行っておりますので、今回も従前と同じように実施していきたいというふうに考えております。

○議長（市原重光君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、  
原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第7、発議案第1号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊丹書記。

(伊丹書記朗読)

○議長(市原重光君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

中村義徳議員。

○10番(中村義徳君) 発議案第1号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

昨今の社会情勢並びに人事院及び千葉県人事委員会の勧告に準じ、町一般職及び特別職の期末手当が引き上げられることを受けまして、町議会としての考えを協議、調整いたしましたところ です。

その結果、睦沢町議会議員の期末手当を平成28年度分から、現行の年間4.2か月分を4.3か月分に改めるものであります。

ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いをいたしまして、説明を終わります。

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方は、おりますか。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） これ色々議員の中で相談してありますから、質疑をしなくてもいいんですけども、ただ、今の説明の中だと、こういう県の人事委員会の関係からやったという説明があって、そういう受け身のものではないということをやっぱり明らかにしておく必要があると思うんです。私は、都市部は別ですけども、地方議員の給与等については、生活給として本当に保障されるという点では少ないと思います。

ただ、今の町民の暮らしという側面から見て、多大なものにはならないということで、年金の問題についても、私はその点で棄権をしたわけでありまして。

ただ、全国的に見ましてもそういうことで、立候補しない、定数割れになるという事態もあるということも報告をされました。それから、この町をよくするという地方自治の、議会の、議員の立場を保障するという点でも、一定の改善というのは今どうしても今必要だろうというふうに思うわけでありまして。

期末手当という限定をしているものであります。そういう点を全体の議会の役割を強化をするという、そういう保障になるという点でも、私はこれは重要だというふうに思いますけれども、その辺の理解でいいのかな。

○議長（市原重光君） いいですか。じゃ、意見としてということでお願いいたします。

ほかにございませぬね。

それでは、討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第1号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第8、議案第11号 平成28年度睦沢町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。



伊丹書記。

(伊丹書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第11号 平成28年度睦沢町一般会計補正予算(第7号)について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、平成28年度の各種事務事業の実績見込みから、補正額3,200万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ37億6,458万4,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款町税については、各税目の決算見込みから1項町民税、2項固定資産税を追加補正いたしました。

2款地方譲与税から13款使用料及び手数料については、国・県の情報及び実績見込みにより加減いたしました。

14款・15款国県支出金については、各種補助事業等の実績を見込み加減し、このうち総務費国庫補助金につきましては、地方創生拠点整備交付金に係る、地域住民生活等緊急支援のための交付金を計上いたしました。民生費国庫補助金につきましては、臨時福祉給付金給付事業補助金につきましては、実績により減額いたしました。

16款財産収入については、町分譲地パークサイドタウンの販売実績により土地売払収入を、リバーサイドタウン1棟を分譲したことにより土地建物売払収入を加減いたしました。

17款寄附金については、一般寄附金が3件ありましたので、追加するものでございます。

18款繰入金は、歳出の決算見込みから減額するものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款から11款まで、全体といたしましては各事業とも年度末に向けての事業実績見込み、あるいは精算に伴う加減であり、人件費については、給与改定に伴う加減が主なものであります。

今回の補正について、追加補正の内容を中心に申し上げますと、2款1項5目財産管理費の財政調整積立基金につきましては、地方財政法第7条に基づく積立金、若者定住促進基金につきましては、リバーサイドタウン家賃分及び分譲分、パークサイドタウンの分譲地分の積立金を計上いたしました。

2款1項6目企画費では、睦沢町総合運動公園の健幸まちづくりの拠点を目指し、地方創生拠点整備交付金の活用によるプールの機能強化、スタジオの新設、子育て家族が気軽に利用できるキッズスペースや、授乳室の整備を図るための施設整備費を計上いたしました。

2款2項2目賦課徴収費につきましては、非常勤特別職である徴収補助員の報酬を徴収実績の増額により、追加いたしました。

3款1項1目社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金として、低所得者対策から保健基盤安定の繰り出しを増額いたしました。

5款1項5目農地費につきましては、たい肥散布面積が増加したことにより、環境保全型農業直接支払補助金を追加いたしました。

5款2項1目林業振興費につきましては、昨年の台風により、やすらぎの森展望舎が被害を受けましたので、危険なため修繕費を計上いたしました。

6款1項1目商工業振興費につきましては、新たに睦沢町商工業近代化資金利子補給補助金の申請が見込まれることから追加をいたしました。

8款1項2目非常備消防費につきましては、各市町村が広域市町村圏組合に要望する消火栓補修負担金の増額に伴い、本町の負担金も増額するものでございます。

9款2項1目学校管理費につきましては、国の補正による学校施設環境改善交付金を活用して、土睦小学校体育館のトイレ改修工事を計上いたしました。

9款4項1目こども園管理費につきましては、本町から管外保育所へ通園する園児分の管外保育委託料、及び本町から私立幼稚園へ通園する園児分の幼稚園就園奨励費補助金を計上いたしました。

以上が、今回の補正に係る主な概要であります。第2表の繰越明許費につきましては、国の補正予算への対応を含め、年度内に完了が見込めない事業について繰越明許費の設定をさせていただきます。

また、第3表の地方債補正につきましては、総合運動公園における地方創生拠点整備工事等の経費に充当する社会教育施設整備事業債を計上いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 土小体育館のトイレ改修ですけれども、具体的にどういうふうに改

修されますか。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） 命によりお答えいたします。

土睦小学校の大規模改修と当初29年度と一緒に行う予定だったんですけれども、今回、国の補正で前倒しで行うわけなんです、その内容といたしましては、トイレで、男子便所につきましては、小便器四つと大便器の洋式1、女子トイレでは洋式個室三つという形で改修を予定しております。

あとは、床につきましては乾式、ドライというような形で、乾式方式といいますか、段差のない形にしたいと考えております。避難所でもありますので、そういうところに考慮いたしました。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 洋式化については前に、どこで取り上げたかわかりませんが、公民館みたいに旧女子トイレのそのままになっていて、流すのが非常に、体勢的に非常に不便だということであったんですけれども、そういうことは、小中ではありませんよね。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） 今回は新しくするものですので、そういうことはございません。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） もう一つですけれども、財政調整積立基金の状況ですけれども、繰入金当初1億9,800万円ということで、1億4,000万円減らして、大幅に減らしました。それで、地方譲与税交付金が、がんと増えたわけですけれども、結果的に1億数千万入れるということになって、これではかなり余裕財政、この分で見ますとですよ、余裕財政になって、ちょっと見ましたら、先程私が取り上げた給食無料化でいったら、中学校で大体10年分位ね、小中合わせても4年分位のやつが1年で出てしまうというようなことでありまして、それをやれと、そういうこと言うわけではないですが、これはどういう要因でこうなったんですか。

○議長（市原重光君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木庄一君） 今回、財政調整基金の積み立てを地方財政法に基づいてさせていただくものでございますけれども、議員おっしゃったとおり、前年度の当初の見込みより、各事業で色々努力してくれた結果、また、国の交付金等をいただくというところの中で、このような結果になったというふうに思っております。

しかしながら、町としましては、これから大きな事業といたしまししょうか、予定をしております。

ます。これが多くなったからといって、すぐにどこにというふうはすぐ出来ませんというふうに考えております。

これからの財政計画の中でも示しましたとおり、それらを目指していきたいと思いますので、今回はこういうような形になりましたが、2、3年はまた厳しい状況になる可能性もございますので、そのような形でご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかに質疑ございませんか。

田中憲一議員。

○13番（田中憲一君） 企画費の中の地方創生拠点整備工事の設計業務委託ということで、先程、町長の説明にありましたけれども、もうちょっと細かくその部分、教えていただけたらと思います。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） お答えさせていただきます。

地方創生事業の拠点交付金でございますけれども、これにつきましては、国の二次補正分に係るもので、地方創生事業費の追加分として、拠点交付金として採択をされたものです。対象事業としては、地方版総合戦略に位置付けられたものであって、地方創生の進化に向けて効果の発現が高い施設等を対象としたものでございます。

それで、施設整備の内容でございますけれども、屋内プールがございまして、機能強化として、採暖室、サウナと同じようなものですね、これを設置します。それと、これは健康寿命の延伸のため、プールを利用した中高年の健康づくりをサポートするとともに、プールの利用者が疲れた体を休めたり、冷えてしまった体を温めることが出来るなど、利用者の需要に沿った施設の整備を行うものでございます。

また、室内でのフィットネスやダンス等の需要に応えるために、現在利用状況が余り多くないスペースとして会議室、研修室がございまして、これをスタジオとしても活用できるようにします。これは研修室としても使えるような形になります。

そして、子育て家族が気軽に施設を利用できますようにキッズスペースや授乳室の整備を整えさせていただいて、子供の活動を見守れるアリーナ観覧スペースなどの整備を行うものでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 平成28年度睦沢町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで1時まで暫時休憩といたします。

(午前 11時58分)

---

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第9、議案第12号 平成28年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊丹書記。

(伊丹書記朗読)

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第12号 平成28年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、平成28年度事業の実績見込み及び前年度の精算によるもので、補正額は

2,435万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ12億6,585万4,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款国民健康保険税は、当初の予定より若干抑えた税率改正を行ったことに伴う減額と被保険者の減少等を勘案し、562万6,000円減額いたしました。

3款国庫支出金は、保険給付費の決算見込みにより1,087万1,000円を追加、4款療養給付費等交付金は、退職被保険者の過年度精算交付により764万9,000円を追加、5款前期高齢者交付金は、平成26年度交付金の額確定に伴う精算分を合わせて2,621万3,000円の追加、6款県支出金は、23万9,000円を追加、7款共同事業交付金は、今年度実際に発生した医療費に応じて交付されるもので3,330万3,000円を減額、9款繰入金は、財政調整基金の減額等により、1,536万3,000円を減額いたしました。

10款繰越金は、平成27年度からの繰越金3,389万6,000円を追加いたしました。

11款諸収入は、保健事業参加者負担金の実績見込みにより、22万1,000円を減額いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、人件費及び徴収補助員報酬の増額により12万4,000円の増額、2款保険給付費は、被保険者数は減少傾向ですが、主に入院が増加しており、循環器疾患やガン治療、呼吸器疾患などが高額となっており、高額療養費の実績見込みにより1,361万2,000円を追加、3款後期高齢者支援金等及び6款介護納付金は、平成28年度の伸び率を勘案した被保険者数に応じた概算分と、平成26年度の額確定に伴う精算分により減額しました。

7款共同事業拠出金は、高額医療費の3年平均実績に応じて拠出するもので、拠出額確定により1,507万円の減額、8款保健事業費は、特定健康診査等事業の実績見込み等により234万円を減額いたしました。

9款基金積立金は、前年度からの繰越金の積み立てで、2,999万9,000円を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 高額療養費ですけれども、これは色々差があるわけですが、健康診査の中で、事前にこうした高額にかかわるような病気を事前に発見できるという、そ

の点での効果はなかったのかなど。そういうのを受けていらっしやらなかったということなのか、その辺との関連はどうなんでしょうか。

○議長（市原重光君） 石井健康保険課長。

○健康保険課長（石井安邦君） 命によりお答えいたします。

高額について、健康診査の中での影響というか、早目にとかですね、実際、健診の中で、要指導とか、精密検査が必要だという方が出ておりますので、そういう方で医者にかかるということであれば、ある程度早期の治療に結びつくということは考えられます。

ただ、実際に高額にかかっている方が健診に来て、それで高額の医療にかかるというのは若干少ないのかなど。ただ、健診については、早期発見に結びついているということは現実だと思います。

○議長（市原重光君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 平成28年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第10、議案第13号 平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊丹書記。

（伊丹書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第13号 平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、平成28年度事業の実績見込み及び前年度の精算によるもので、補正額は1,714万3,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ6,559万1,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

合併浄化槽の新規設置数が当初見込みより減少したことから、1款分担金及び負担金で345万7,000円、3款国庫支出金で383万5,000円、県支出金で143万6,000円をそれぞれ減額いたしました。

これにより、6款繰入金を256万円減額いたしました。

また、7款繰越金は、平成27年度の額の確定により239万4,000円を追加いたしました。

9款町債は、特定地域生活排水処理事業の実績見込みにより、830万円を減額いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1款総務費では、給与改定等に伴い12万円を追加し、2款農業集落排水事業費では、各施設の光熱水費を実績見込みにより18万円を減額いたしました。3款特定地域生活排水処理事業費では、新規合併浄化槽設置基数を通常分20基及びパークサイドタウンの設置基数を7基見込んで、合わせて27基としておりましたが、パークサイドタウンにおいて、土地の購入から短期間での住宅建設が厳しかったことから、今年度の実績見込みは15基となり、12基分1,708万3,000円を減額いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 前回の議会で、この排水処理の実態がこれまでよりも進んでいたということが明らかになったわけでありますから、長期的な計画というの、それに沿って、よりやりやすくなったとか、そういうふうなことだとは思いますが、そうした計画をきちっと作って進めていくことになるんじゃないかなと思いたすけれども、その辺の考えはどうなんでしょうか。



○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 先般の議会で今の現状を報告させてもらったわけですが、今現在、町としては浄化槽の設置、これを20基と見込んで、毎年20基と見込んで設置をしております。

しかしながら、新築するところは、皆さん浄化槽を入れるのが当たり前だということは認識しておりますけれども、問題は、転換をどれだけ進めさせるかということにあるかと思っておりますので、ただし、この転換が、やっぱり実際に少ないわけなんですけれども、このことは、今の社会状況だとか、あるいは高齢化に伴う単身世帯とか、お年寄りの世帯が増えていくということもあろうかと思っております。

これから、単身世帯とかお年寄りの世帯、これを、将来を考えた中でなかなか転換できないということもありますので、その辺を見据えた中で、もう一回検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 平成28年度陸沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第11、議案第14号 平成28年度陸沢町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊丹書記。

(伊丹書記朗読)

○議長（市原重光君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第14号 平成28年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、平成28年度事業の実績見込み及び前年度の精算によるもので、5,435万9,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8億611万6,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

2款分担金及び負担金は、通所型介護予防事業の参加人数の実績見込みにより、3万6,000円を減額し、4款国庫支出金、5款支払基金交付金、及び6款県支出金は、歳出の保険給付費、地域支援事業費等の実績見込みにより、それぞれ減額いたしました。

7款財産収入は、介護給付費準備基金の運用利息を計上いたしました。9款1項一般会計繰入金は、介護給付費、地域支援事業、職員給与費、及び事務費にかかる繰入金で実績見込みにより、703万3,000円を減額し、また2項基金繰入金は介護給付費準備基金からの取り崩し額を1,104万1,000円減額いたしました。

10款繰越金は、前年度繰越金1,411万9,000円を追加し、11款諸収入については、長生広域の平成27年度分介護認定審査会負担金精算金を追加いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務管理費は、職員共済負担金の減額等により18万9,000円を減額いたしました。

2款保険給付費は、各介護サービス給付費等の給付実績見込みにより、7,067万7,000円を減額いたしました。主な内容といたしましては、居宅介護サービス費は増額し、施設介護サービス費は減額いたしました。

3款地域支援事業費についても実績見込みにより、91万2,000円を増額いたしました。主な内容といたしましては、訪問型・通所型サービス事業について、増額いたしました。

4款基金積立金は、前年度の介護給付費の精算により介護給付費準備基金への積立金を計上いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 介護サービス等諸費の大幅な減額の理由は何ですか。

○議長（市原重光君） 田邊福祉課長。

○福祉課長（田邊浩一君） 給付費の主な減につきましてですけれども、介護予防通所、訪問介護につきまして、要支援の方が介護給付費から地域支援事業に28年度から移行したということで、その減額。それと、新たに施設をつくってありましたところが、ほぼ定員に達したということで、当初、睦沢町から20人の予定でしたが、実績としては13人ということで、その分の減額を見込みました。

以上が主な理由になります。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） つまり20人位は入るだろうと思ったが、13人だったということで、もともと、それは施設がどこから入所していたかというのは、それは自由だとは思いますが、睦沢町の町民の立場で言えば、まだ待機の方もいらっしゃいますよね。そういう中で、なぜこの人たちが入らなかったんですか。つまり入りたくないって言ったんですか。それとも何か理由があるんですか。

せっかく地元につくって、恐らく入るだろうと思った方の半分ちょっと位しか入っていないということになれば、町としての施設の意味ということについて薄まるような気もするんですけれども。個人的な理由があればまた別ですけれども。

○議長（市原重光君） 田邊福祉課長。

○福祉課長（田邊浩一君） 当初20人ということで、施設のほうも睦沢町在住の方を優先的にということで、ご協力はいただいていたところなんでございますけれども、申込者等が少なかったと。理由につきましては、入所希望者の中には、デイサービスを使っている所に入りたいとか、あと実質、要介護3以上という形になりましたので、その辺の影響も出たのかなということも考えられます。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号 平成28年度陸沢町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第12、議案第15号 平成28年度かずさ有機センター特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊丹書記。

(伊丹書記朗読)

○議長(市原重光君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第15号 平成28年度かずさ有機センター特別会計補正予算(第1号)について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、かずさ有機センター施設等整備基金に、前年度繰越金相当額及び新規利用加入者負担金を積み立てるものと、当該新規利用者の加入に伴う施設使用料等の増額を修繕料へ充当し、補正額は664万1,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ4,750万5,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

3款使用料及び手数料については、新規利用加入者1件分の使用料21万4,000円を追加いたしました。6款繰越金については、前年度からの繰越金534万2,000円を追加いたしました。7款諸収入については、新規利用加入者負担金と、施設等改修費酪農家負担金の増額により、108万5,000円を追加いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費において、基金への積立金として637万5,000円を追加いたしました。

なお、本積み立て後の基金残高は861万6,000円となります。

2款事業費は、利用者加入に伴う施設使用料等の増額を修繕費等に充てるため26万6,000円を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） TPPは事実上、崩れたわけでありまして、酪農家にとってどうかということになりますと、しかし、個別の交渉という段階で、かなりもう譲歩していますから、依然として酪農家にとっても厳しい状況は変わらないというふうに思うんですけども、1件加わられたということ。実際に、じゃ生産能力と稼働状況との関係で言うと、今はどうなんでしょうか。

○議長（市原重光君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山義晴君） かずさ有機センターは開設当初、約、今の倍近い生産をしておったわけでございます。それから比べれば状況は若干、その製造能力といいますか、そういうものについては、内輪で推移しているわけでございますが、何分、もととなるものがなければ作ることが出来ないということでもありますので、今回、成牛49頭分が増えたということで、大幅に生産が上がるということはそんなにはないと思いますけれども、今後の安定した生産という面については、いい方向であるというふうに考えております。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） ですから、能力はあって、その後、動いていないということだと思います。これは有効的に活用というので、前にもちょっと取り上げましたけれども、睦沢町だけではなくて、必要としている地域の、近隣の自治体とも協働してうまくやる、使うというような手もあるんじゃないかなと思うんですけども、その辺は、一定の打診なり何かされているのかなというふうに思うのですが。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 先程もありましたが、当初は3,000トン位、生産をしておった。しかしながら、当時はやはり生ふんが足りませんで、議員おっしゃるとおり、近隣から集めておったという状況がございました。しかしながら、今現在については、必要とする分だけ、また今回新規に49頭ですか、成牛で、1件の農家が地域内で加入されたということで、需要と供給のバランスが非常にいいのかなというところでございます。

そういった中で、一方では、違う議員からもご指摘がありましたけれども、もっとももっとたい肥を製造して、全町的にまいたらどうかというご意見もございましたから、そういうところも加味しながら、需給調整を見ながら、出来れば拡大をしていければなというふうに思っておりますけれども、その場合には当然、ふん尿の確保をしなければならないということになるのかなというふうに思っております。

当面、現在については、1件の加入があって、非常にバランスがよくなったのかなという感じはしております。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号 平成28年度かずさ有機センター特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（市原重光君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第13、議案第16号 平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊丹書記。

（伊丹書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第16号 平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、平成28年度事業の実績見込み及び前年度の精算によるもので、補正額は29万8,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8,415万3,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料は、12月までの実績と1月から3月までの75歳年齢到達者の保険料を見込み151万5,000円を追加し、3款繰入金は、事務費と保険基盤安定分を合わせて170万7,000円を減額、4款繰越金は31万8,000円を追加し、5款諸収入は、保険料の賦課業務受託料と人間ドックにかかる交付金を17万2,000円追加いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、人件費等の実績見込みにより14万3,000円を減額、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と保険基盤安定分を合わせて3万5,000円を追加し、3款保健事業費は人間ドック受診者への補助金として20万円を追加し、4款諸支出金は、平成27年度の精算に伴い、一般会計繰出金20万6,000円を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 人間ドックの利用する医療施設ですけれども、これ確か指定していましたっけ。ね。具体的に例えばどこか集中しているとか、この間ずっと見て、全く利用していないとか、そういう状況はあるんでしょうか。その人が選ぶ問題だから、別にたくさんあったほうがいいと思うんですけれども、現実の問題としてはどうなんでしょうか。

○議長（市原重光君） 石井健康保険課長。

○健康保険課長（石井安邦君） それでは、28年度の人間ドックの受診状況の中で、検査医療機関について申し上げますと、今年度見込み33件のうち、亀田クリニックが19件、あとは公立の長生病院が4件、睦沢診療所6件、そのほか近隣のところが1件ずつ位というような状況で、亀田がかなり多くなっているという状況でございます。

○議長（市原重光君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号 平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、  
原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(市原重光君) 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号～議案第22号の一括上程、説明

○議長(市原重光君) 日程第14、議案第17号 平成29年度睦沢町一般会計予算から日程第19、  
議案第22号 平成29年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算までの6議案を一括議題といた  
します。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊丹書記。

(伊丹書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

それでは、本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 平成29年度睦沢町一般会計予算並びに5特別会計予算のご審議をいた  
だくに当たり、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、このたび町長として2期目のかじ取りを務めることとなり、最初の予算編成でご  
ざいます。

本予算につきましては、本町の目指すべき将来像である「住もうむつざわ 行こうむつざ  
わ 「新しいまちのかたち」がここにある」を実現するため、本町の特性を生かし、地域全  
体で推進すべく予算編成に努めました。

さて、最初に国の経済状況を申し上げますと、内閣府の月例経済報告では「景気は、一部  
改善の遅れも見られるが、緩やかな回復基調が続いている」とされております。先行きにつ  
きましては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種施策の効果もあって、緩やかに回復し



ていくことが期待されております。

このような中で、国は経済再生と財政健全化の両立を実現する予算とし、一億総活躍社会の実現のための子育て、介護や、成長戦略の鍵となる研究開発など、重要な政策課題について必要な措置を講じるなど、メリ張りのきいた予算編成としております。

次に、町の財政状況について申し上げます。

本町における財政見通しは、基幹財源である税収については、平成20年度以降続いてきた減少傾向が回復基調に向かうことが期待され、納税義務者は増えているが、個人所得の大幅な増額は見込めず、決して楽観できる状況ではありません。

財政の健全化を示す健全化判断比率は、平成27年度決算において、いずれも早期健全化基準を下回り、数値的には健全財政を堅持しているものの、財源不足の状態は解消できておらず、また、特別会計への繰出金も介護保険特別会計をはじめ、増加傾向にあり、平成29年度予算においても、財政調整積立基金の繰り入れに頼らざるを得ない厳しい予算編成となりました。

歳出においては、社会保障関連経費や公共施設等の維持管理費などの財政需要が大きくなる中で、後年の負担に配慮しつつ、財源措置のある有利な地方債の活用を行うなど、健全な財政維持を念頭に置いて、選択と集中により、住民の理解と協力が得られるよう編成いたしました。

最初に、議案第17号 平成29年度陸沢町一般会計予算について、ご説明を申し上げます。

本予算の総額は、前年度と比較し1億5,800万円増額の36億1,300万円で、前年度比4.6%の増となりました。

増額の要因は、地方創生事業、学校再編に係る土陸小学校の校舎及び体育館大規模改修及び陸沢小学校準備事務に係る経費、コミュニティプラント改良事業などに係る投資的経費の増額、長生郡市広域市町村圏組合負担金の増額が主なものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款町税については、法人の廃止や移転に伴い、法人町民税は減額の見込み、たばこ税や鉱産税も減額で見込んでおります。

しかし、個人町民税では納税義務者の増、固定資産税も太陽光発電設備の新設による償却資産の増を見込み、町全体では前年度比2.3%増の7億1,583万6,000円を計上いたしました。

2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは、平成28年度の決算見込み及び国、県からの情報を基にそれぞれ計上いたしました。このうち、地方消費税交付金については、

消費税率引き上げの趣旨に基づき、増加する社会保障施策に要する経費として活用いたします。

12款分担金及び負担金は、土地改良施設維持管理適正化事業分担金及び食の自立支援事業負担金の増によるものです。

13款使用料及び手数料は、こども園保育料の減額が主な要因です。

14款・15款の国・県支出金は地方創生に係る地域住民生活等緊急支援のための交付金、臨時福祉給付金給付事業補助金、へき地児童生徒援助費等補助金、また地籍調査事業補助金、放課後児童健全育成事業補助金などが主な増額の要因です。

16款財産収入は、上之郷のパークサイドタウンの土地分譲等を見込み計上いたしました。

17款寄附金は、ふるさと納税について、前年度の当初見込み及び実績を精査し、減額いたしました。今後もふるさと納税につきましては、貴重な財源確保のためにも十分検討していきたいと思っております。

18款繰入金は、学校再編に係る土睦小学校校舎等改修工事等に充当する教育施設整備基金繰入金及び財政調整積立基金繰入金の増が主な増額の要因です。

次に、歳出についてご説明いたします。

歳出については、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略における政策分野、主要施策の実現に向けて予算の計上をいたしました。

1点目の「睦沢で暮らし続けることのできる安定した雇用を創出する」では、次世代になく活力ある農業の再生と活性化として、睦沢町をPRするとともに、むつざわブランドの農産品等を全国にPRするため、ふるさと納税の返礼品に体験型を加えるなど、内容を充実させます。

また、町の基幹産業である農業の発展のため、多面的機能支払交付金事業、環境保全型農業直接支払事業を実施いたします。

地域特性を活かした新たな産業・雇用の創出として、町内で新たに事業を起こす創業者が、事務所の新築や改修、備品の購入、事務所の賃貸等に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助する創業者支援事業を実施します。

3年目となる農業と道の駅の連携による持続可能な生産・販売体制づくりでは、平成31年9月オープン予定の「むつざわスマートウェルネスタウン」道の駅施設内に整備する地域振興施設、農産物小売・物販施設等への出荷者や出荷品目、出荷数量などの増加を目指すため、生産者との協議や、新たな特産物の実証研修、巡回による集中指導などのメニューの実施を

行って参ります。

2点目の「睦沢への新しいひとの流れをつくる」では、若い世代が暮らしたい・暮らし続けられる居住環境の創出として、定住促進のためのリフォーム助成をはじめ、住宅取得や分譲地取得に係る補助を引き続き実施します。

スポーツ・レクリエーションや豊かな自然を活かした観光・交流人口の拡大として、地方創生推進交付金を活用した、地域スポーツ活力向上プロジェクトや、豊かな自然の薫る瑞沢地区でのワークショップ、そのアイデアを生かした社会実験などを住民参加により行う瑞沢地区地域活性化プロジェクトを実施いたします。

また、健幸のまちづくり、人の流れを呼び込む取り組みの一環としての健幸むつざわロードレース大会などを実施いたします。

3点目の「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」では、安心して出産・育児が出来る環境づくりとして、子ども医療対策事業については、前年度から一部負担を求め、高校生3年生まで医療費の助成を拡充いたしました。これまでの実績を見た中で、高校3年生まで医療費を無償化することといたしました。

子ども・子育て支援事業については、町単独費による、のびのび子育て応援商品券の交付を引き続き実施いたします。

仕事と子育てが両立できる環境づくりとして、睦沢こども園での時間外保育や一時預かりを実施し、子育て支援事業を引き続き推進いたします。なお、平成29年度は、開園10周年に当たりますので、講演会などの記念事業を予定し、乳幼児期の教育及び保育の充実に努め、今後も人間力の育成に向けての新たな契機として参ります。

また、土睦小学校を改修し、放課後児童クラブを移転することで、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの充実に努めます。

4点目の「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」では、小さな拠点形成、コンパクトビレッジ・プラス・ネットワークの構築として、むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業の本格実施及び新たな指定管理者による睦沢町総合運動公園を中心としたスポーツツーリズムの拠点化を目指します。

また、公共交通機関の利用促進を図るため、路線バス利用者への助成を引き続き実施します。

少子化に対応した学校教育の適正・活性化と生涯学習の充実として、平成30年4月の睦沢小学校開校に向け、土睦小学校の大規模改修等を行うと共に、学習環境の向上を図るため、

エアコンの設置を行うなど、学校再編に向けた準備を進めて参ります。

また、今年度から実施しました、むつざわこども料理コンテストについては、食育や郷土愛を育むため、拡充して取り組みたいと考えております。

生涯学習においては、より多くの方々が心豊かな生涯を送れるよう、多様な活動の場の提供を行って参ります。このほか、町に所在する、自然や文化財の保存、活用、普及を図ると共に、PRの一つとして「観月のタベコンサート」などを継続して参ります。

誰もが健康で幸せに暮らし続けることの出来る「健幸」まちづくりの推進では、これからの町の健康経営に向けた取り組みとして、地方創生推進交付金による先進予防型まちづくりプロジェクトの実施や、地区健康運動教室の実施、ウエストへるス塾については、昼間・夜間の教室の実施、毎月の健幸ウォークでは歩くことの普及啓発をし、運動習慣を定着させることにより、生活習慣病の予防を引き続き図って参ります。

安全・安心な暮らしを守る持続可能なまちづくりの推進として、自主防災組織の機能強化及び避難所の整備を図るための地域防災力向上事業、また自主防災組織を中心とした有事の際の高齢者などの安否確認の体制づくりを各区長などの協力を得た中で、地域に根差し、引き続き実施いたします。

そして、「町を支える施策を総合的に展開する」につきましては、安全・安心で暮らしやすいまちをつくるとして、地籍調査の推進、主要町道・通学路の整備等に係る社会資本整備総合交付金事業、交通安全対策、防犯設備の整備、管理を実施いたします。

地域で支え合う健康福祉のまちをつくるとして、65歳以上の高齢者や妊産婦の福祉タクシー利用の助成、若い世代からの生活習慣病予防強化、個別健診を引き続き推進いたします。また、各種予防接種や人間ドック補助を引き続き実施し、疾病の予防や病気の早期発見、早期治療に努めます。

水と緑の自然輝く快適な環境をつくるとして、地球温暖化の防止及び再生可能エネルギーの導入促進を図るための地球温暖化防止対策、生活環境の保全を図るためのむつみニュータウン下水管改良工事を引き続き実施いたします。

効率・効果的な行政運営の実施として、財政の透明性に資するため新公会計制度による国の統一的な基準に基づく財務書類を作成し、分析をすることで、健全財政の堅持に努めます。

また、職員の適正配置と業務遂行能力向上のため、人事評価制度を実施するとともに、職員研修の充実を図り、併せて職員の健康・労務管理に努め、引き続きワーク・ライフ・バランスの均衡保持に努めます。

以上、一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第18号 平成29年度睦沢町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算については、過年度給付実績及び前年度決算見込みを勘案し、総額は前年度と比較し1,856万8,000円増額の12億4,728万4,000円で、前年度比1.5%の増となりました。

保険税率を据え置きし、保険給付費の伸びによる増額分は財政調整基金の繰り入れにより編成いたしました。

また、保険給付費は、被保険者の健康診査・保健指導による健康意識、予防への関心の高まりも見られますが、循環器疾患やガン治療、呼吸器疾患などの高額となる医療の増加もあり、予断を許さない状況であります。

今後も制度改正や医療費の動向を把握しながら、安心して安定的な運営をして参ります。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款国民健康保険税については、被保険者の所得を前年度並みに見込むとともに、被保険者の推移を勘案し計上いたしました。

4款療養給付費等交付金は、退職被保険者に係る保険給付費等に係るもので、退職者医療の制度廃止に伴う被保険者の減少及び過年度精算額を勘案し、計上いたしました。

5款前期高齢者交付金は、厚生労働省の示す算定値に基づく推計による被保険者1人当たりの負担見込額及び過年度精算額を勘案し、計上いたしました。

6款県支出金は、給付費に応じて交付される調整交付金及び高額医療費拠出金に対する負担金等を見込み、計上いたしました。

7款共同事業交付金は、高額医療費などに対する千葉県国保連合会からの交付金で、前年度の決算見込みを踏まえ、対前年度1,566万9,000円減額の2億5,167万6,000円を計上いたしました。

9款繰入金は、低所得者対策の強化のため、保険税の軽減対象となる低所得者数に応じた保険基盤安定繰入金の増額、財政調整基金の取り崩しによる繰り入れ、職員給与と事務費に係る繰入金及び出産育児一時金繰入金で、合わせて1億1,381万5,000円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、国民健康保険事業の運営に係る経費として、人件費、徴税费、運営協議会費等を計上いたしました。

2款保険給付費は、被保険者数は減少傾向ですが、入院件数やそれに伴う高額医療費が増

加しております。給付見込みについては、過去の給付実績を踏まえ、主に一般被保険者の療養給付費及び高額医療費の増額を見込み、計上いたしました。

3款後期高齢者支援金、4款前期高齢者納付金、6款介護納付金は、厚生労働省の示す算定値に基づく推計による被保険者1人当たりの負担見込額などを勘案し、計上いたしました。

7款共同事業拠出金は、県内市町村の共同事業に伴う財源の拠出で、前年度財政調整額実績を踏まえ、千葉県国保連合会の算定に基づき、計上いたしました。

8款保健事業費は、被保険者の健康保持を図る事業として、特定健康診査においては、未受診者への受診勧奨を行い、受診率の向上に努め、特定保健指導は、健診結果に基づき対象者に個別指導を行い、生活習慣の改善に向け、継続的な指導を実施するための経費を計上いたしました。

今後も健幸長寿のまちづくり実現のため、必要な保健指導を行うことにより、健康保持と疾病の早期発見、早期治療を目指すとともに、医療給付の適正化を図って参ります。

以上、国民健康保険特別会計予算の概要についてご説明を申し上げます。

続きまして、議案第19号 平成29年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算につきましては、久保・北部両地区の農業集落排水施設の維持管理費と特定地域生活排水処理事業により設置した合併浄化槽の維持管理及び新規の合併浄化槽設置工事費を見込み、総額は前年度と比較し、818万4,000円減額の7,464万3,000円で、前年度比9.9%の減となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款分担金及び負担金・3款国庫支出金・4款県支出金につきましては、新規合併浄化槽の設置20基分の受益者分担金及び国・県からの補助金を計上いたしました。

2款使用料及び手数料は、久保・北部地区の農業集落排水施設使用料と、前年度までに特定地域生活排水処理事業で設置した合併浄化槽の使用料で、対前年度1万4,000円増の1,800万6,000円を計上いたしました。

6款繰入金は、一般会計からの繰入金、9款町債は、特定地域生活排水処理事業に係る起債借入金を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、負担金、公課費を計上し、2款農業集落排水事業費は、農業集落排水施設の管理費を計上いたしました。

3 款特定地域生活排水処理事業費は、既設浄化槽の管理費及び新規合併浄化槽設置工事費などで、対前年度849万9,000円の減、3,647万2,000円を計上いたしました。減額の要因としては、昨年度は特定地域生活排水処理事業での新規合併浄化槽設置基数を通常分20基及びパークサイドタウンの設置基数を7基見込んで、合わせて27基としておりましたが、実績は15基という結果から、新年度は町が年間の設置目標としている数値20基を計上いたしました。

4 款公債費は、両事業の起債借り入れに係る償還金を計上いたしました。

以上、農業集落排水事業特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第20号 平成29年度睦沢町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

介護保険制度は、介護を必要とする人を社会全体で支える仕組みとしてスタートいたしました。平成29年度は、第6期介護保険事業計画の最終年度となりますが、この計画とこれまでの実績に基づき、各サービス利用者数、サービス量及び保険給付費を見込み予算編成をいたしました。

総額は、前年度と比較し2,066万9,000円減額の8億2,215万円で、前年度比2.5%の減となり、第1号被保険者数は2,750人、要支援・要介護認定者数は438人で、出現率は15.9%と推計いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 款保険料は、現年度分と滞納繰越分を合わせて対前年度377万4,000円増額の1億6,408万8,000円を計上いたしました。

2 款分担金及び負担金は、各介護予防事業等に係る参加者負担金で、76万円を計上いたしました。

4 款国庫支出金、5 款支払基金交付金、6 款県支出金は、介護給付費及び介護予防事業費などに係るもので、それぞれの負担割合に基づき、合わせて5億1,401万2,000円を計上いたしました。

9 款繰入金は、介護給付費と地域支援事業費に係る繰入金、職員給与と事務費に係る繰入金及び、介護給付費準備基金繰入金で、合わせて1億4,327万1,000円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費は、介護保険事業の運営に係る経費として、人件費、保険料徴収費、介護認定審査会費などを合わせ、3,123万2,000円を計上いたしました。

2 款保険給付費は、高齢者人口の増加により要支援・要介護認定者数が増加しております

が、前年度実績に基づき2,777万3,000円減額の7億6,385万6,000円を計上いたしました。

主なものとして居宅介護サービス給付費については、訪問介護、通所介護サービス利用者である要支援者の方が、地域支援事業費へ移行したことによる利用者の減を見込み、施設介護サービス給付費については、新規施設がおおむね入所定員に達したため、入所者数の減を見込み、前年度より減額計上し、地域密着型介護サービス給付費については、地域密着型通所介護事業が前年度より創設されたことにより増額計上いたしました。

3款地域支援事業費は、生活機能の低下により要支援・要介護になるおそれのある高齢者及び日常生活が活動的な状態にある高齢者を対象とした予防事業を前年度に引き続き実施します。また、高齢化が進み、要支援・要介護状態の方が重度化しないための対策としての予防事業、地域包括支援センターでの総合相談等の経費として対前年度201万6,000円増額の2,594万8,000円を計上いたしました。主な事業として介護予防・日常生活支援総合事業において、一般高齢者を対象に福祉交流センターにおいて、ミニデイサービスを週1回開催する経費を計上いたしました。

今後も被保険者の方々が要介護状態などにならずに、可能な限り、地域において自立した日常生活が送れるよう、介護予防事業の充実に努めて参ります。

以上、介護保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第21号 平成29年度かずさ有機センター特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算につきましては、かずさ有機センターにおけるたい肥売り上げと施設の運営に係る人件費や施設維持管理が主なものであります。

歳入歳出の予算総額については、今年度は施設の改修工事予定がないことから、前年度と比較して1,250万4,000円減額の2,836万円で前年度比30.6%の減となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款事業収入については、前年度に引き続き、環境保全型農業直接支援対策による水稻へのたい肥散布と一宮町の梨組合などへの施肥事業による実績見込みなどから、対前年度62万1,000円増額の863万円といたしました。

2款分担金及び負担金、5款繰入金は、両町の酪農家の頭数割等及び運営事業費の案分と基金繰入1,577万7,000円を計上しております。

3款使用料は、酪農家の施設使用料として、昨年11月に1件の酪農家が加入したことに伴い、成牛が前年比40頭増の226頭分、395万円を計上いたしました。



なお、4款財産収入、6款繰越金、7款諸収入は科目設定であります。

次に歳出についてご説明いたします。

1款総務費については、臨時職員1名に係る社会保険料、雇上賃金、通勤手当など、対前年度13万2,000円減額の382万円を計上し、2款事業費については、繁忙期の臨時雇上賃金、自動車借上料及び保険、そしてたい肥の製造に係る機械器具、施設維持管理などの経費であり、前年行ったたい肥舎の屋根改修に係る工事費が減額となったことから、1,237万2,000円減額の2,444万円を計上いたしました。

また、3款予備費については例年同様、10万円を計上いたしました。

今後も、町農業政策の核であるかずさ有機センターを活用し、資源循環型農業の推進を図り、農業振興や地域の環境維持に努めて参ります。

以上、かずさ有機センター特別会計予算の概要について、ご説明申し上げます。

最後になりますが、議案第22号 平成29年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計の総額は、前年度と比較し328万1,000円増額の8,713万6,000円で、前年度比3.9%の増となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料は、特別徴収と普通徴収を合わせて、5,238万8,000円を計上いたしました。

この内容としては、低所得者の軽減判定所得の基準額引き上げにより、均等割の5割、2割軽減が拡大されます。また、軽減措置の特例の見直しに係り、所得が一定以下の場合の所得割の軽減措置が現行の5割軽減から2割軽減に見直され、被扶養者であった被保険者に対する均等割の軽減措置が現行の9割軽減から7割軽減に見直されます。併せて被保険者の増加分を勘案し、計上いたしました。

3款繰入金は、職員給与費等の事務費繰入金と保険基盤安定繰入金を合わせて3,255万8,000円を計上し、5款諸収入は広域連合から交付される人間ドック補助に係る交付金及び賦課徴収事務費交付金で218万7,000円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、職員の人件費及び保険料の徴収に係る経費などで、842万円を計上いたしました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収いたします保険料と保険基盤安

定負担金を合わせて7,656万4,000円を計上いたしました。

3款保険事業費は、人間ドック補助金として、75歳年齢到達により後期高齢者医療への加入を見込み計上いたしました。

以上、後期高齢者医療特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

平成29年度一般会計並びに5特別会計予算の概要についてのご説明とさせていただきます。

各事務事業の詳細については、機会をいただきましたら担当課長などからご説明させたいと存じます。よろしく審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

ここでただいま議題といたしました議案第17号から議案第22号までの6議案の取り扱いについて、お諮りをいたします。

議案第17号から議案第22号までの6議案は、議会運営委員会で決定のとおり、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第22号までの6議案については、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定しました。

次にお諮りいたします。

議案第17号から議案第22号までの6議案に関する審議は、本日はこれにとどめ、総括質疑等は後日の日程にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第22号までの6議案に関する総括質疑等は後日の日程とすることに決定しました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（市原重光君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明日3日は、定刻午前9時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれで散会といたします。  
ご苦労さまでございました。

(午後 2時16分)